

## 地方公共団体包括外部監査の「措置の状況」について

平成19年 3 月 28日

日本公認会計士協会

### 目 次

はじめに .....	1
I 部 包括外部監査実施地方公共団体へのアンケート調査結果 .....	3
II 部 「措置の状況」の取りまとめについて .....	11
1. 交通事業・港湾 .....	12
2. 水道事業 .....	17
3. 教育委員会・教育機関 .....	25
4. 試験研究機関 .....	34
5. 施設管理 .....	40
6. 清掃事業 .....	45
7. 税の徴収 .....	49
8. 地方公営企業 .....	54
9. 道路・道路公社 .....	59
10. 財政援助団体 .....	63
11. 補助金・負担金 .....	70
12. 委託取引 .....	80

## はじめに

平成9年6月に地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）が改正され地方公共団体に外部監査制度が導入されてから8年以上が経過した。包括外部監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って適正に行われているかどうかを主として合规性の観点から監査するのであるが、監査を行うに当たっては、当該事務の執行の経済性、効率性等に特に意を用いなければならないこととされている。

包括外部監査は、包括外部監査人が特定の事件（テーマ）を選定して実施するのであるが、これまでに多くのテーマが選定され、監査の結果に関する報告が提出されている。また、包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要と認めるときは、当該地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えてその意見を提出できることになっているが、この意見も多数提出されているところである。

地方自治法では、監査の結果に関する報告に基づいて、長、議会、行政委員会等によって措置が講じられたときは、その措置の状況は監査委員に通知され、監査委員はそれを公表することになっている。

包括外部監査は平成11年度から本格的に始まったが、このときの対象団体は86団体であった。その後、対象団体は増加傾向にあり、平成18年度には対象団体は109団体となっている。そのうち、義務団体ではないが、条例により導入した団体も平成11年度の2団体から平成18年度には11団体と増加している。この状況を見ると、包括外部監査制度は徐々にではあるが、着実に地方公共団体に浸透していると思われる。しかし、一方で条例により導入した団体のうち、財政難等を理由として中止した団体があることも事実である。また、一部には包括外部監査制度自体に効果がないと批判する声も聞かれる。

もとより包括外部監査は監査人が指摘した事項が行政の事務の改善に寄与してこそその効果がある。措置に関する実態を調査し分析することは、包括外部監査の地方公共団体への効果を測定する一つの方法であるとの考えの下に、研究を進めてきたが、多くの地方公共団体が監査人の指摘を基に事務の改善を図っていることが判明した。この意味で包括外部監査は一定の機能を果たしていると考えられる。事務の改善は一時的なものではなく、将来に向かって効果が継続することを勘案すると、地方財政の改善への効果もあると考えられる。

本研究報告は、上記の研究を基に地方公共団体の措置の実態をまとめたものであり、2部構成になっている。Ⅰ部においては、措置に関する優れた実務を推進することを目的として、包括外部監査実施団体の措置に関する取組み状況をアンケートによる方法により調査し、その結果を集計・分析している。Ⅱ部においては、包括外部監査実施団体の措置による行政事務の具体的改善状況を紹介することを目的として、具体的な措置の状況について監査テーマの類型別、指摘等の項目別に、「監査結果等」と「措置状況」

について対比する形式で要約している。

本研究報告は、包括外部監査を行う会員の参考に供することにより包括外部監査の品質の維持・向上に役立つことが期待されるものであるが、地方公共団体の行政事務の参考にもなれば幸甚である。

## I 部 包括外部監査実施地方公共団体へのアンケート調査結果

### I アンケートの目的

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項により、包括外部監査の結果に対して、若しくは結果を参考にして包括外部監査対象団体の議会、長等が措置を講じた場合は、監査委員は措置に係る事項を公表することが義務付けられている。一方、措置を講じなかった場合は、監査委員に通知する義務もなく、監査委員も措置状況を公表する必要はないと解釈されている。

しかし、そもそも包括外部監査はこれを実施して誤り等を指摘して終わりというものではなく、包括外部監査を受けた側がその結果をどのように受け止め、どのように施策を講じるかが重要といえる。

今般、日本公認会計士協会では、包括外部監査実施団体が措置に関してどのように取り組んでいるか実態を把握し、実効性のある措置への取組みがあればそれを紹介することにより優れた実務を推進していくことを目的として、措置に係るアンケート調査を行った。以下の集計・分析はこのアンケート調査に回答があった 93 団体の回答を基に実施したものである。なお、一部の質問に対して無回答のものがあったため、回答数の合計が 93 に満たないものがある。

### II アンケートの概要

#### ・調査対象

都道府県	47 団体
政令指定都市	14 団体
中核市	37 団体
<u>条例制定市区</u>	<u>11 団体</u>
計	109 団体

#### ・調査期間

平成 18 年 10 月 31 日から 11 月 24 日

#### ・回答数及び回答率

回答数 93 件

回答率 85.3%

### Ⅲ アンケート結果について

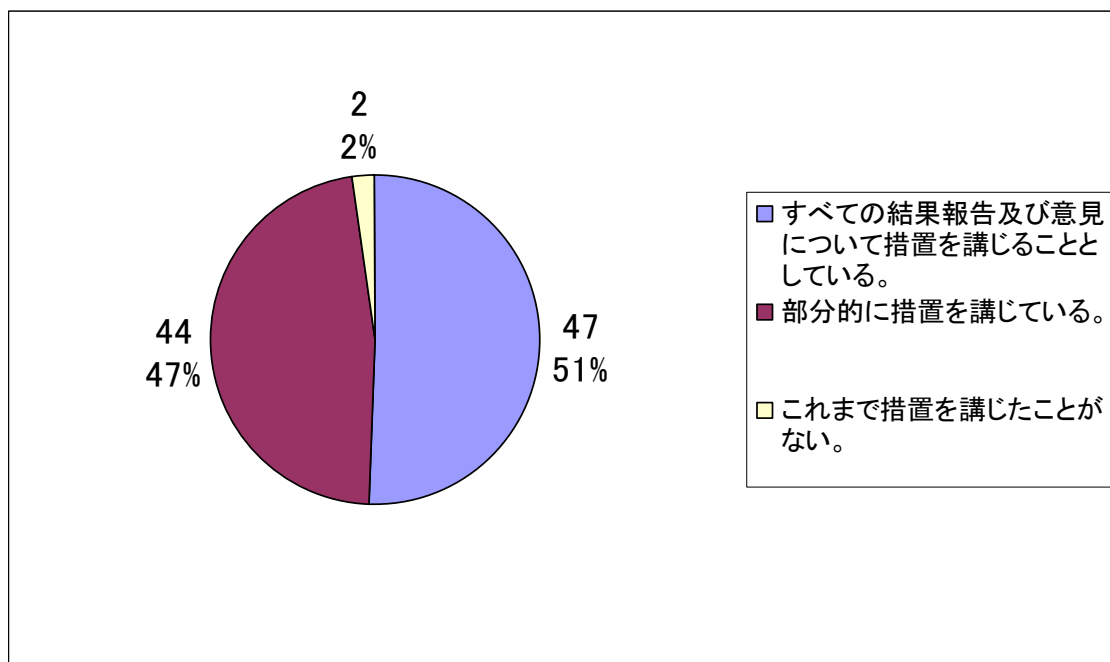
#### I 包括外部監査に係る措置について

##### 1. 措置の実施について

包括外部監査の結果報告書に基づき、包括外部監査に係る措置を講じられたことがありますか。

アンケートの集計結果は表1のとおりである。

表1 措置の範囲



47 団体（回答団体の 51%。以下同じ。）がすべての結果報告及び意見について措置を講じると答えた。また、44 団体（47%）は部分的に措置を講じていると答えた。

これまで措置を講じたことがないと回答した 2 団体のうち、1 団体は、包括外部監査制度を導入して間もない団体であった。もう 1 団体は従前から包括外部監査を導入しており措置についても進捗管理をしているが、公表方法についてまだ検討中であり、これまで公表したことがない団体であった。

このうち、「部分的に措置を講じている」あるいは「これまで措置を講じたことがない」と回答したものについては、その理由について質問した。

##### 2. 措置の実施状況について

措置を講じられなかった理由をお教えてください。（複数回答可）

アンケートの集計結果は表2のとおりである。

表2 措置を講じなかった理由(部分的に措置を講じた団体)

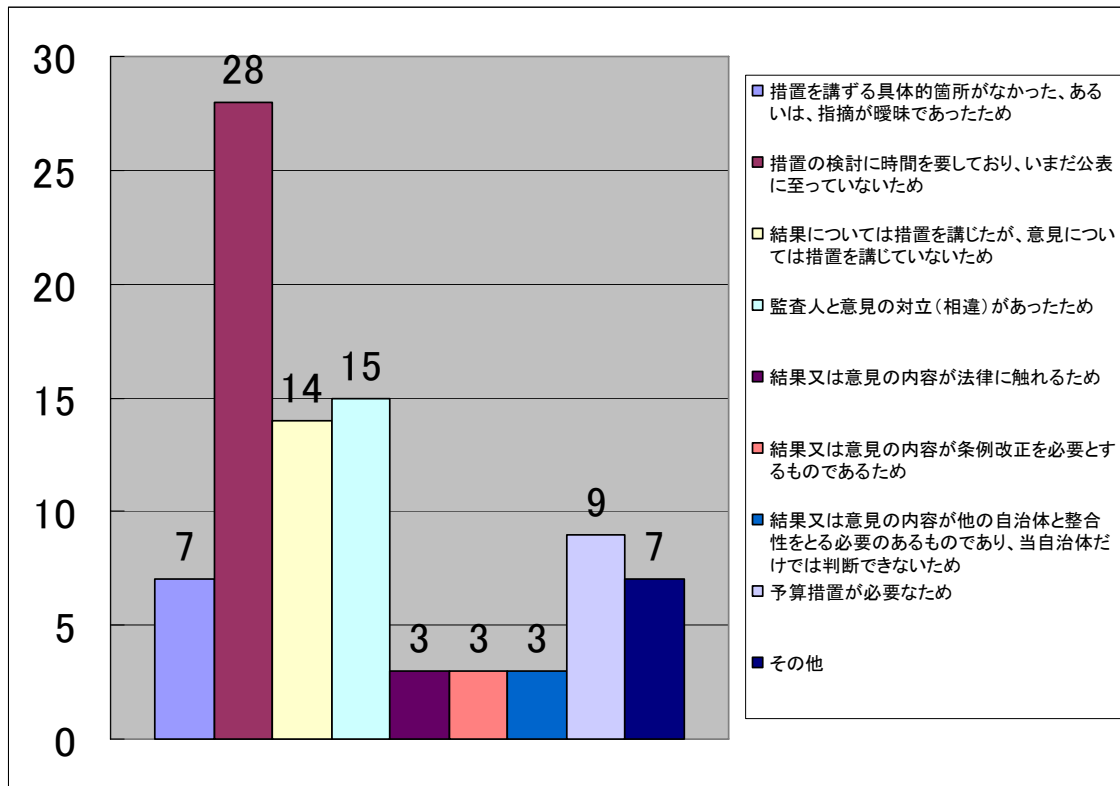


表2のように、部分的に措置を講じているとした団体(44)の大部分が、すべての結果及び意見に対して措置を講じることとしており、段階的に措置を講じている途中であることが分かった。すなわち、28 団体が、措置の検討に時間を要しており、いまだ公表に至っていないとの理由を挙げた。

措置を講じることとしている中でも、団体と包括外部監査人との間に意見の対立(意見の相違を含む。)があった場合は措置を行っていないとした団体が 15 団体、「結果については措置を講じたが、意見については措置を講じていない」と回答した団体が 14 団体あった。

「結果又は意見の内容が法律に触れるため」と回答した団体と「結果又は意見の内容が条例改正を必要とするものであるため」と回答した団体がそれぞれ 3 団体あった。これらの団体は、法律や条例の改正を必要としないものについてのみ措置を講じているものと推察される。

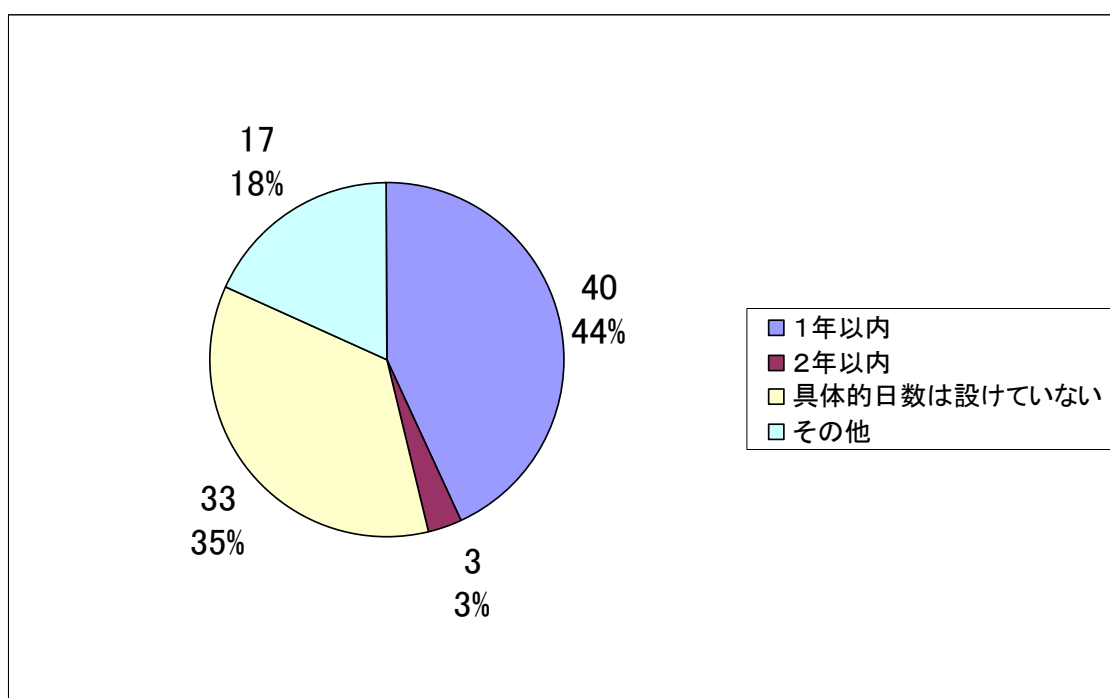
「その他」と回答した 7 団体のうち、1. で「措置を講じたことがない」と回答した 2 団体以外には、「監査人との間で認識違いがあったもの」との回答(1 団体)、「改善策を検討中のものがあり、検討中である旨の公表はしている」との回答(1 団体)等が見られた。

### 3. 措置の公表時期について

① 包括外部監査の結果報告書が公表された後、内規(あるいは目安)として、どれくらいの日数で措置を公表していますか。

アンケートの集計結果は表3のとおりである。1年以内に措置を公表することとしている団体が40団体(44%)を占めた。一方、約1/3に相当する33団体(35%)が具体的日数を設けていないと答えた。その他と答えた17団体では、2年4か月という期間を挙げた1団体を除いては、おおむね半年より短い期間を目安としていた。

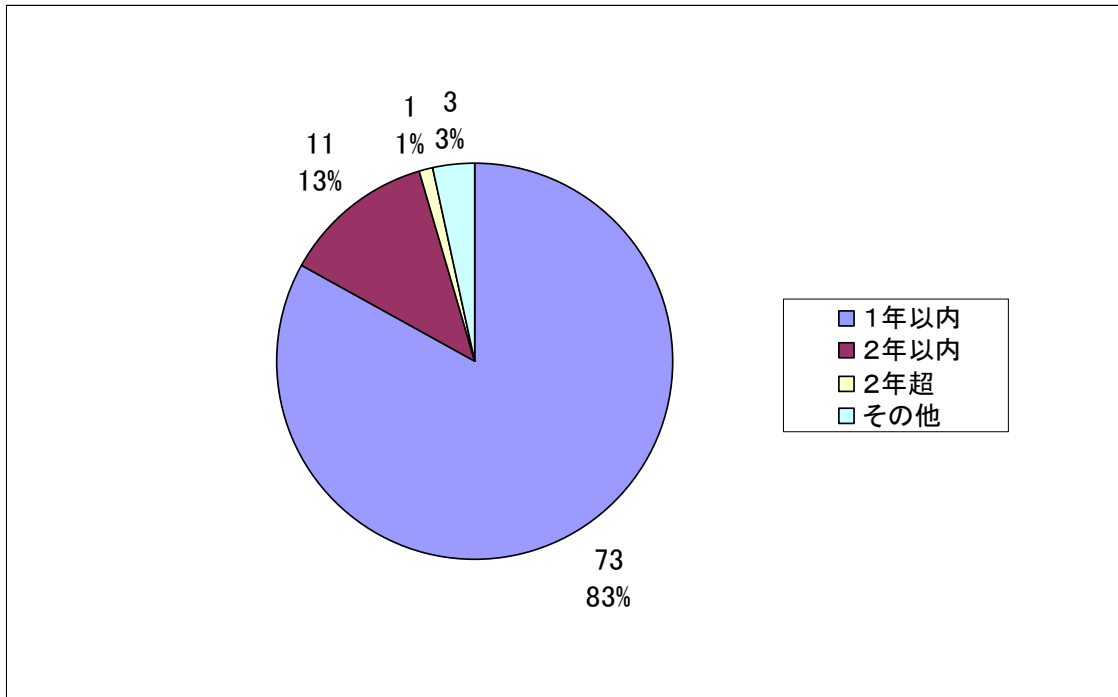
表3 措置公表までの期間(内規・目安等)



② これまでの措置公表に要する所要日数は平均してどのくらいですか。

アンケートの集計結果は表4のとおりである。実際に措置を公表するのに要した時間について、73団体(83%)が1年以内と答えた。2年以内と答えたのが11団体(13%)、2年を超えているのが1団体であった。その他と答えた団体は、「1年以上」と答えた団体、「一概にいえない」と答えた団体のほか導入後間もない団体1団体の合計3団体であった。この回答を分析すると、3.①で「具体的日数は設けていない」と回答した団体のうち、約半数は1年以内に公表を実施していると推測される。

表4 実際に措置公表に要した期間



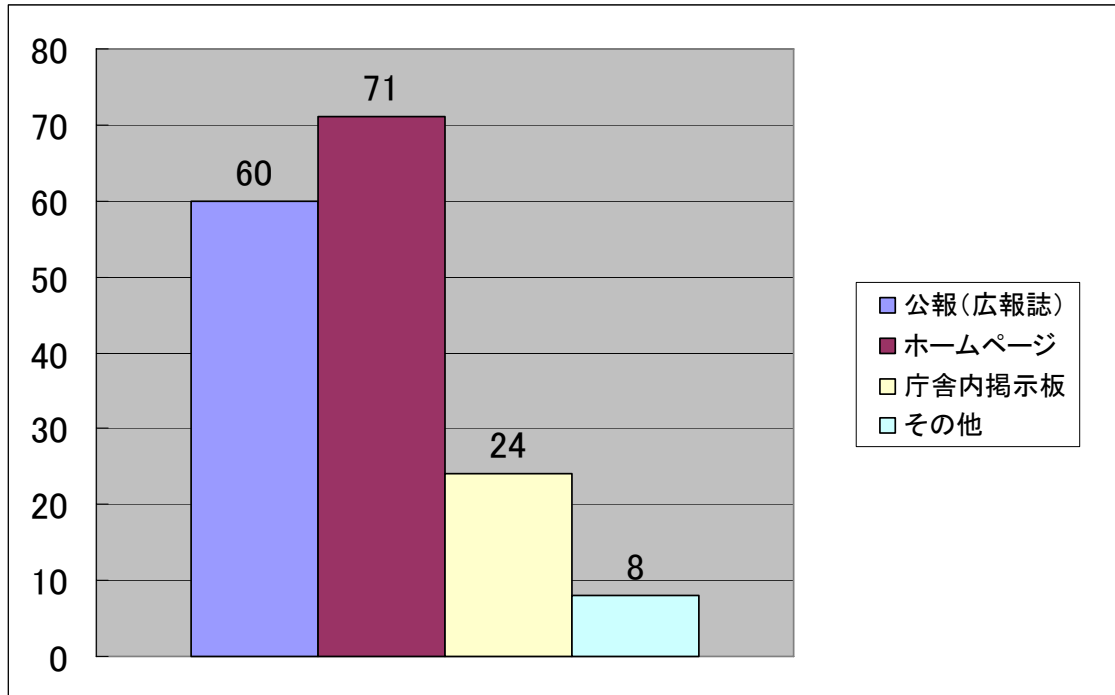
#### 4. 措置の公表方法について

措置を講じた場合、どのような方法で公表されていますか。(複数回答可)

措置の公表方法については特に定められていないため、回答にはバリエーションが見られた。表5で示すように、71団体(76%)がホームページで公表するとしており、ホームページが公表方法としては最も多かった。ホームページでの公表は不特定多数の人員がアクセスできるため、前向きな姿勢と評価できる。公報(広報誌)で公表すると答えた団体は60団体(65%)であり、掲示板等で公表するとしているのは24団体(26%)に留まった。その他と答えたものの中には、記者発表や記者への資料提供、公示・告示、市議会へ参考送付、図書館・地区事務所で無料配布等の回答が見られた。



表5 措置公表の手段



#### 5. 措置のフォローアップ

措置について、その後のフォローアップ体制(措置が適正に講じられているかどうか等)はどのようになっていますか。

まず、措置を行うこととしている結果及び意見(あるいは結果のみ)については、39団体が措置漏れがないかどうかを定期的に確認する作業を行っている と答えた。

また、12団体では、措置が講じられた後も庁内にフォローを行う部署(監査委員以外)を設けて措置の実効性を確認する体制を取っているものと推察された。これらの団体では措置の実効性について事後的に調査を行っているものと思われる。ある団体においては、結果及び意見を提出した当時の包括外部監査人に2年後に委託して措置状況を確認してもらうとともに、その際に改善済みとなっていなかったものについて庁内でフォローする体制が敷かれていると回答しており、優れた実務ともいえるべき対応がなされている。ちなみに、本アンケートとは直接関係はないが、包括外部監査のテーマとして過去の外部監査に関わる是正措置の状況を選択する団体も近時いくつか見られるようになってきている。なお、フォローする部署名を具体的に答えた回答の中では、総務局(部)に所属する担当部(課)を挙げた団体が最も多く4団体あった。

フォローアップの方法として最も多かったのが、監査委員監査の一環として、措置の実施状況を事後フォローするという方法であり、29団体がこのような方法を取っていると答えた。一方、指摘された部署の自主性に委ねると答えた団体が8団体、なしと回

答したのが 12 団体、無回答が 5 団体であった。

## II 包括外部監査の結果報告書について

### 1. 包括外部監査の結果報告書の活用方法について

包括外部監査の結果報告書を公表後どのように活用されていますか。

指摘・意見の内容を業務改善に役立てていると回答した団体は、事務見直しの契機とすると答えた団体と合わせて最も多く 25 団体あった。次に、監査委員監査の参考とすると答えた団体が多く、20 団体あった。

監査対象部門だけでなく、全庁的に適用可能な場合もあるため、イントラネット、研修等を通じて全庁的な周知を図っているとした団体が 12 団体あった。

その他、議会の参考とするとした団体が 7、予算編成に活用するとした団体が 5、各部長のミッションに織り込むとした団体が 1 あった。

なしと回答した団体 4、無回答 6 であった。

### 2. 包括外部監査の結果報告書に対する要望

措置を講じるに当たって、例えば、表現を明確にして欲しいなど、包括外部監査の結果報告書に対する意見・要望等がございましたら教えてください。

要望等はなしと答えた団体が 25 団体、無回答が 35 団体あり、おおむねこれまでの結果報告書を評価している様子が伺われた。

監査人への要望としては、指摘や意見を具体的に記載して欲しいとする意見が 10 団体、簡潔・明瞭な表現を求めるものが 7 団体と複数見られた。結果と意見の峻別を明確にすべきとする意見（2 団体）、論点整理をすべきとの意見、事実なのか意見なのか不明、正確性を求めるもの（各 1 団体）も合わせれば、22 団体が報告書の記載方法に係る意見を寄せた。さらに、指摘事項や意見が一見して分かるような一覧表の添付を希望する団体（1 団体）もあった。

そのほか、法令との整合性に配慮すべきとする意見（2 団体）、行政監査ではないことを理解すべきとする意見（1 団体）、公会計制度を十分に理解すべき（1 団体）との指摘があった。

また、法律改正を要するものについては（日本公認会計士協会にも）国に積極的に働きかけて欲しいとする意見、公認会計士の専門知識を活かした具体的な指摘や助言（例としてコスト分析等）、3E（経済性、効率性、有効性）の観点からの事務事業等の費用対効果の検証や改善方策等の提案を希望するもの（各 1 団体）が見られた。

#### IV 結論

以上のアンケート調査の結果から、包括外部監査の結果及び意見に対する措置については、地方自治法が意見に対しては措置を予定していないにもかかわらず、結果だけではなく意見に対しても各団体が自発的に前向きに取り組んでいる実態が伺われた。

措置漏れを防ぐ対応は多くの団体で取られているほか、措置後の改善状況についてフォローアップ体制を敷くなどの積極的な対応も見られた。

包括外部監査の結果及び意見の内容については、監査対象団体はおおむね高く評価しており、各団体で業務改善等に向けて有効に活用されている様子が伺われた。

当協会としては、以上の結果を踏まえ、包括外部監査人の作成する結果及び意見についてアンケートにあった、指摘や意見を具体的に記載してほしい、簡潔・明瞭な表現を求める、などの要望に応えるため、記載上の注意等を徹底することにより団体の措置への取組みを一層推進するとともに、優れた実務が更に普及し、各団体がさらに具体的かつ充実した措置を講じることを期待する。

## Ⅱ部 「措置の状況」の取りまとめについて

Ⅱ部においては、過去に地方公共団体が公表した措置について、具体的な措置の状況を監査テーマの類型別、指摘等の項目別に、「監査結果等」と「措置状況」について対比する形式で要約している。

監査テーマの類型としては、以下のテーマを取り上げている。

1. 交通事業・港湾
2. 水道事業
3. 教育委員会・教育機関
4. 試験研究機関
5. 施設管理
6. 清掃事業
7. 税の徴収
8. 地方公営企業
9. 道路・道路公社
10. 財政援助団体
11. 補助金・負担金
12. 委託取引

## 1. 交通事業・港湾

- (1) 事業計画及び予算は的確に策定されており、実績と適時に比較されて結果が有効に活用され、それが広く住民等に開示されているか。サービス向上、経費削減努力等は十分か。

監査結果等	措置状況
<p>「意見」</p> <p>1. ○○整備事業の事業別・地区別の収支管理が不十分である。適切な事業計画を策定するためには、明確な事業目標の設定と体系的な収支管理が不可欠である。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 第×期実施計画において、地区別に貨物扱量などを基にした行動目標を策定した。</p> <p>中間決算や当初予算編成時に地区別の収支見込みを策定し、実績額と対比分析するなど収支管理を徹底する。</p> <p>社会情勢や環境の変化等による事業計画の見直しを適時行い、事業全体の方向性に確実に反映させる。</p>

- (2) 使用料等の金額及び徴収手続並びに債権管理は関連法令等に準拠し、合理的であるか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 回数券及びバス共通カードは現金、貯蔵品のいずれにも該当しないこととしているが、営業所において現金と同様に扱うよう規定すべきである。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 乗車券類取扱要綱を制定し、乗車券類についても現金と同様に適正な管理を行うよう改めた。</p>

- (3) 人件費及び経費等は契約の方法を含め法令等に準拠し、適切に処理されているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. バス定期券販売の一部を民間企業に委託しているが、契約書は昭和×年×月付けで締結されて以来更新されていない。営業所の閉鎖等があったため、契約内容の適時な更新が必要である。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. ○○バス○○案内所における定期乗車券委託販売については、新たに平成×年×月×日付けで契約を締結した。今後は、自動更新の約定のある契約で、契約内容に変更が生じた場合には、速やかに変更していく。</p>
<p>2. 固定資産管理システムは平成×年×月においても、不具合のために一部稼</p>	<p>2. 本システムの過去の履歴データの入力及びバグの修正はすべて平成×年×</p>

<p>動していない等、完了及び検収の事実がないにもかかわらず、平成×年×月に委託業者の請求に基づき支払われているため、この検収手続は適切とはいえない。</p>	<p>月×日までに終了し、委託業務は完了した。今後、システム開発業務については、仕様書記載の項目ごとに、完了確認するチェック表を検査報告書に添付することとした。</p>
<p>3. 事務経費率については、見直しが行われているとのことであるが、業務量、業務内容等の変更、事務効率の向上によって実際の事務経費率は変わるものであり、これらを見定めた上で、定期的な見直しが今後とも必要であると考ええる。</p>	<p>3. ○○振興会に委託する清掃事業を総合的に算定し、平成×年度に事務経費率を10%相当額から6.5%相当額に見直した。今後も必要に応じて見直しを行っていくこととしている。</p>
<p>4. 市の他局からの受託事業における工事負担金（監督事務費）については、他局の負担と考えられるため、請求すべきだったと思われる。</p>	<p>4. 契約書等で監督事務費の取扱いを明確にしている場合を除き「部外関連、工事積算要領」に基づき請求を行うこととした。</p>
<p>5. 特命随意契約を行う場合、交通局では特段の規定はないが、市長部局に準じ「長期継続委託チェックリスト」によって、根拠資料を整備すべきである。車両検査では、昭和×年以降同一業者であり、根拠資料の整備が必要である。</p>	<p>5. 「〇〇市委託事務の適性執行に関する要綱」に従い、長期にわたり継続して同一委託先と特命随意契約を行う場合（4年に1度）は、要綱に従ったチェックを行うとともに、根拠資料を作成することとした。</p>
<p>6. 駅長交際費については、交通局本庁での一元管理が望ましいが、駅長交際費を存続させる場合は、駅長以外にも現金出納の担当者を置き、定期的に本庁職員が実査する方法を採るなど内部牽制が機能するような体制を作る必要がある。</p>	<p>6. 駅長交際費については、現金及び帳簿の管理を事務助役が、支出の決定は各管区駅長又は乗務事務所長がそれぞれ行い、支出内容については、総務課担当者が四半期ごとに実査（現金及び帳簿等の確認）することとした。</p>
<p>7. 運行遅延による時間外勤務手当について、各営業所が給与規定に基づかない独自ルールにより過大に算出しているため、全営業所の統一ルールを定めるべきである。</p>	<p>7. 「遅延対策時間の廃止について」で各営業所・出張所あて文書通知し、×月×日からは、給与規定に基づき、時間外手当は実時間で処理している。</p>
<p>8. 理事退職金については、積立金として資金留保はされているが、引当金は</p>	<p>8. ○○振興会における理事退職金については、平成×年度から廃止すること</p>

<p>設定されていない。内規等で毎期の発生額が計算できるのであれば毎期の費用として計上するべきであるが、平成×年×月×日付けで定められた出資団体に対する指導、監督、支援のための基本指針によれば「本市の退職者である役員への退職金の廃止等について検討する」とされており、内規の検討が必要である。</p>	<p>とした。</p>
<p><b>「意見」</b> 1. 乗務手当等、売上手当、自動車事故処理手当は支給の妥当性に疑義がある。</p>	<p><b>「意見」</b> 1. 手当については、支給の妥当性等を精査し、人件費削減の観点も含め、〇〇市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規定の一部改正と特殊勤務手当の支給に関する実施要綱の一部改正により、指摘された手当を含め 10 種類の特殊勤務手当を廃止した。</p>
<p>2. 時間外乗務での待機時間について、実際の待機時間にかかわらず一律 90 分若しくは 60 分の時間外勤務とみなして手当を支給しているが、実際待機時間の方が少ないケースもあるため、実時間に基づいて支給すべきである。また、正規勤務における中休時間の手当は、時間外乗務の待機時間と性質が類似しているにもかかわらず支給単価が異なるため、統一することが望ましい。</p>	<p>2. 特殊勤務手当支給規定の改正に伴う中休手当の事務取扱いを定め、「中休手当の事務取扱いについて」にて文書通知し、本ダイヤから早出・遅出勤務までの待機時間の時間外処理を廃止し、待機時間は半拘束時間と考え、実時間での中休手当を支給することとした。</p>
<p>3. 指名競争入札及び随意契約において、概算金額 500 万円以下の場合には指名業者の選定基準が明確にされていないため、明確にすべきである。</p>	<p>3. 指名業者選定要綱を改正し、500 万円以下の選定基準を設けた。</p>

(4) 財産管理事務は法令等に準拠して適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b> 1. 各営業所の固定資産現物に管理シー</p>	<p><b>「結果」</b> 1. 固定資産の特定化に向けて、新たに</p>

<p>ルが貼付されていないため、貼付すべきである。</p> <p>また、一部の営業所で資産外備品に管理シールが貼付されていなかったが、規定どおり貼付すべきである。</p>	<p>管理シールを作成し、平成×年度末までに貼付が終了する予定である。資産外備品は、平成×年×月までに管理シールの貼付及びその確認を終了した。</p>
<p>2. 備品の異動について、台帳に記録がなかったが、台帳の整理及び実地調査が必要である。</p>	<p>2. 各課室長あて文書通知において、会計規定に従い、より適切な管理を行うよう関係職員に周知徹底を図った。</p>
<p>3. 資産外備品の現物実査の結果、現物が確認できなかったものや、故障・廃棄状態のものがあったため、抹消手続等を適切に行うべきである。</p>	<p>3. 指摘を受けた資産外備品は、平成×年×月×日までに抹消等の必要な手続及び備品整理簿の保管場所欄の記載漏れ分の追加記載を終了した。なお、固定資産の実地調査については平成×年度末までに終了する予定である。</p>
<p>4. 一部の固定資産の減価償却費に、耐用年数の誤りがあった。</p>	<p>4. 指摘については修正を行い、平成×年度減価償却費計算では、単年度償却額及び償却累計額とも本来の金額とした。</p>
<p>5. 土地建物使用許可に伴う平成×年度分の使用料未収入金×百万円が未回収になっている。平成×年度では、使用料が4分の1程度に減額されているが、使用料の積算基準については、一貫性を図る必要があったと思われる。</p>	<p>5. 行政財産の目的外使用許可内容のうち、原則的な箇所に変更が生じるような場合には、必要な資料の整備を行うこととした。</p> <p>今後は、使用料の滞納が生じた場合には、使用者の資金繰りについて報告を行うことを許可条件に加えることとした。</p>
<p>6. 貯蔵品のうち、×百万円は過去×年間使用実績がない。貯蔵品の自然劣化を考慮し、保管品としての範囲の見直しを検討すべきである。</p>	<p>6. 発注から納品まで履行期間に長期の日数を要する車輪等の物品については、貯蔵品による管理方法とし、指摘の対象となった自然劣化等が懸念される物品については、必要の都度調達する方法に方針変更した。</p>
<p>7. 平成×年度の営業費用「線路保存費」に計上されていた×百万円は、土地として計上すべきものである。</p>	<p>7. ○○駅南側広場整備負担金のうち、×百万円については、平成×年度に固定資産に計上した。</p>



(5) 補助金の給付は適切であるか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 敬老特別乗車負担金の算定基礎となる乗車率について早急に調査し、繰入金算定の算定に反映すべきである。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 負担金の算出に反映する基礎データとするため、平成×年度に独自にバス乗務員の目視による市バスの利用状況調査を全ダイヤで実施し、調査結果を平成×年度予算における算定数値に反映した。</p>
<p>2. 身体障害者等特別乗車証負担金の計算における交付枚数について、書き損じ再交付分は含めるべきではない。また、月別の交付された枚数を基礎に算定すべきである。</p>	<p>2. 身体障害者等特別乗車証負担金については、交付実績に基づき算出しているが、平成×年度からは月別の実交付枚数で計算し算出することとした。なお、平成×年度の書き損じ再交付分に係る負担金×円については戻出済みである。</p>

(6) 会計処理及び決算書の開示は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 企業債について金利選択の決定に際しては、根拠資料を整備し、管理者までの決裁記録を残すことが必要である。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 「固定金利方式」、「利率見直し方式」の金利方式の選択については、管理者決裁とするとともに、根拠資料を決裁書類に添付することとした。一般会計からの無利子借入金（×億円）の算定根拠の整備を行った。</p>
<p>2. 資本剰余金に計上されている〇〇事業特例債元金補助金（×百万円）は、地下鉄建設のため企業債から発生する支払利子相当額を対象に発行される特例債の元金返済に充当することを目的とした補助金であり、資本取引に該当するものとはいい難い。</p>	<p>2. 平成×年度予算において営業外収益に計上済みである。また、平成×年度以前の当該補助金について平成×年度の認定と併せ処理する予定である。</p>
<p>「意見」</p> <p>1. 売上管理システムの入力パスワードが1桁設定のため、4桁に変更すべき</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 売上管理システムのパスワードについては、4桁に変更した。</p>

<p>である。</p> <p>また、カード精算システム等について、ID入力機能がなく、さらに担当者共通のパスワードが設定され変更もされていない。</p>	<p>また、〇〇市交通局電子計算機処理データ保護管理規定を改正し、パスワードの設定や定期的な変更をルール化する。</p>
<p>2. 財務会計システムの変更の際、設計書や操作マニュアルが更新されていないため、適時に更新することが望まれる。</p>	<p>2. プログラム改修時におけるシステム設計書等のドキュメント、操作マニュアルについては、最新版に更新した。</p>
<p>3. 運転手の連続乗務時間は労使協定により×分と決められているが、さらに民間の労働条件等を参考にした運営が望まれる。</p>	<p>3. 連続乗務時間を厚生労働省が限度と定める×分以内まで延長するとともに、必要なダイヤ改正を実施する。</p>

## 2. 水道事業

(1) 水需要の予測・水資源開発・供給能力見直し等が適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 水需要予測が見直されて3年が経過し、予測時点とは社会情勢が変化していることから、再予測を検討すべきである。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年度に、将来水需要予測を実施した。その内容は、平成×年度における1日最大給水量として×万<math>m^3</math>、1日平均給水量として×万<math>m^3</math>、水源確保量を1日当たり×万<math>m^3</math>とするものであり、〇〇水道部経営・事業等評価委員会の評価を経て決定した。</p>
<p>2. 安定した水の供給を行うべく計画している複数の水源開発は、「費用対効果」等を十分に検討すべきである。</p> <p>また、産業構造の変化による需要動向に対処して工業用水の需要予測を適時に見直すと同時に、余剰水量について、上水道への転用等による有効活用を検討することが望まれる。</p>	<p>2. 水源については、長期的な視点で、安定供給などの観点も考慮し、負担の最小化を図っていくことを基本的な考え方として、水源内訳を定めた。</p> <p>既に1日当たり×万<math>m^3</math>を確保しており、平成×年度末に施設利用権を確保した〇〇工業用水道企業団からの転用分×万<math>m^3</math>に加え、工業用水事業からの転用で×万<math>m^3</math>、〇〇ダム等で×万<math>m^3</math>を確保していく方針を発表した。</p> <p>工業用水の将来水需要量の予測につ</p>

	<p>いては、平成×年度に見直しを行い、〇〇水道部経営・事業等評価委員会において、平成×年×月に承認された。</p> <p>余剰水量については、×万m<sup>3</sup>を〇〇水道事業へ転用する方針で調整を行う。</p>
<p>3. 工業用水の水利権の転用の可能性、過去における1日最大給水実績と施設能力及び需要予測の関係を総合し、〇〇浄水場建設に関しては中止も視野に入れて、適切な評価・見直しが必要である。</p>	<p>3. 将来水需要予測結果を踏まえて、〇〇ダムからの水源確保量を日量×万m<sup>3</sup>から×万m<sup>3</sup>に、〇〇利水の水源確保量を日量×万m<sup>3</sup>から×万m<sup>3</sup>に下方修正した。</p> <p>それに基づき、浄水場建設計画の再検討を行う。</p>
<p>4. 国に対し時代に即した国庫補助制度の要請を行う一方、受水市町村とともに全体の視点に立った施設更新計画を策定するなど、受水市町村と連携を取りながらより効率的に事業を推進していく必要がある。</p>	<p>4. 国に対し、水道施設の再構築に必要な国庫補助制度の充実について、平成×年×月に要望を実施した。</p> <p>受水市町村とも調整を行った長期施設整備基本計画及び中期整備事業計画を平成×年度に策定したところである。</p>
<p>「意見」</p> <p>1. 給水能力が過大と考えられるため、早急に広域化、受水契約の見直し、浄水場の一部廃止を検討すべきである。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 企業団からの配分水量を削減することが、時間的、コスト的に最も効果は得られるが、〇〇市だけが削減した場合、構成団体である〇〇等に費用負担の影響が生じるため、調整、協議に相当の期間が必要になる。このことから、〇〇市としては早急に水需要予測を実施し、浄水施設の統廃合計画を策定することを優先させている。</p> <p>さらに、企業団受水については昨年、構成団体による検討会議を設け、企業団に対して人件費の抑制、施設更新費の縮減などの事業効率化による受水費の軽減について申入れを行っている。また、将来の広域化に向けた協議を併</p>

	<p>せて進め、当面は配水管網の連絡や水源水質検査体制等の連携など、現状において事業者間での事業効率化の図れる部分について具体的な検討を進めている。この検討を継続しながら将来の広域化につなげる方針である。</p>
<p>2. 確実な需要予測に対応した財務的観点に基づいた中・長期の投資計画の策定、資金需要に応じたコスト削減と経営効率化の推進を図ることがますます重要となるため、これらのことを市民に適時に公表して理解を得る必要がある。</p>	<p>2. ライフスタイルの変化を踏まえた確実な水需要予測を行い、それに基づいた料金収入の把握を行うと同時に、収入減に応じた職員定数削減、事業の見直し、コスト削減と経営の効率化を図る等の内容を盛り込んだ新たな経営プランを策定し、平成×年×月に「水道事業中期財政プラン（平成×～×年度）」として公表した。</p>

(2) 契約の方式及び相手方の選定方法は適切か。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. メーター検針業務の委託化を進めていくことにより、経費削減を実現していくことが必要である。さらに、民間委託を実施する予定となっている〇〇社及び新規参入業者の業務処理能力を適切に評価し、委託化の範囲の拡大が可能であるかどうか検討が必要である。</p> <p>小型満期メーター据替作業については、入札の仕方を様々工夫することによって、他の民間業者でも業務を遂行できる体制ができると考えられる。入札を行う際は、契約参加の公平性を保つとともに、経済的な契約を結ぶことが必要である。</p> <p>その他一般業務や警備業務、〇〇配水池等施設管理業務についても競争入</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. メーター検針業務については、平成×年×月から、×区で民間委託を実施した。今後も対象区を拡大していく。なお、〇〇社への検針委託単価については毎年見直しを行っており、平成×年度の平均単価は民間委託の実施を踏まえ、平成×年度に比べ約×%減と大幅に引き下げた（平成×年×月×日）。</p> <p>小型満期メーター据替作業については、平成×年×月から×区について競争入札を実施し、平成×年度までに全区に拡大していく（平成×年×月×日）。</p> <p>警備業務については、平成×年度から競争入札を実施した。また、〇〇配水池の施設管理業務については、職員が巡回業務を行うとともに、植木剪定</p>

<p>札により契約参加機会の公平性を保つとともに、業者の見積り合わせにより毎年度契約金額の見直しを実施することが経済性の観点から必要である。</p>	<p>業務は〇〇浄水場において随時発注することにより、平成×年度で委託を廃止した（平成×年×月×日）。</p>
<p>2. 情報システムの運用業務と開発・保守業務は、その作業内容や責任範囲などが異なり、別契約を検討する必要がある。また、開発・保守業務は、実績に応じて支払できるような契約を行う必要がある。</p>	<p>2. 平成×年度契約から、運用業務と開発・保守業務を別契約とし、開発・保守業務については、実績に応じ支払が増減される単価契約とした。</p>
<p><b>「意見」</b> 1. 競争性と透明性の高い入札を実施するためには公募型指名競争入札や制限付き一般競争入札が望ましく、そのためにも電子入札制度を採用して事務手続の効率化を図るべきである。</p>	<p><b>「意見」</b> 1. 平成×年度からの電子入札実施に向けて関係課所と打合せ等準備を進めている。実証実験後、一般競争入札、公募型指名競争入札を対象に実施する予定であるが、段階的に対象案件を拡大していく。</p>
<p>2. ×件の工事に関し、請負金額が3分の1以上増減する設計変更がなされ、当初の入札条件と異なる工事となっている。今後は当初の設計段階でより慎重な積算を行い、規定に基づく慎重な対処をすることが望まれる。</p>	<p>2. 平成×年×月×日付け文書をもって、各配水管理所長あて、当初の設計を大きく変更することのないよう、事前に調査を十分行い、要綱どおり厳格な運用を行うよう周知徹底を図った。</p>

(3) 料金の徴収は適切に行われているか。

<p>監査結果等</p>	<p>措置状況</p>
<p><b>「結果」</b> 1. 料金等の滞納に対する停水執行について要領等がなく、担当者の判断によっているため、要領等を早急に整備すべきである。</p>	<p><b>「結果」</b> 1. 停水執行に関する要領については、平成×年×月×日から、より適切な事務執行を行えるよう「訪問集金、(督促・停水)での接し方」、「停水執行に当たっての心得」、「停水執行の準備と手続」、「停水執行」、「停水解除」等を停水実施要領にまとめ、より適切な事務執行が図られるよう関係職員に周知徹底を図った。</p>

<p>2. 領収書受払については、検証印としての交付者の記名、押印が必要である。また、現金残高管理に十分注意を払い、業務終了時における実査には上位者が定期的に立ち会うことが必要である。さらに、現金等に関する帳票等の各営業所での取扱いを調査・把握し、実態に即した統一的ルールを作成し適用することが必要である。</p>	<p>2. 領収書受払については、平成×年×月から領収書交付簿の様式を変更し、交付者の記名、押印をするように改めた。また、現金残高管理については、金庫保管額帳票等の記入方法の統一を図るとともに、上位者による実査を定期的に行うよう、平成×年×月に文書にて各営業所長に対して周知徹底を図った。</p>
<p>3. 料金整理業務を効率的かつ効果的に実施するために、各営業所での取扱要綱及び処理基準の運用状況を把握するとともに、担当者から意見を聴取して、統一的な料金整理業務の処理基準を再構築することが有用である。さらに、「未納整理帳票」の運用を柔軟かつ有効なものとするため、実態に即した規定に見直すとともに、その規定に沿った適切な承認決裁が行われるべきである。</p>	<p>3. 料金整理業務の見直しについては、局内にプロジェクトを設け、各営業所の未納整理員等から意見を聴取するなど、検討を進めてきた。その結果、平成×年×月に、新たな「水道料金等未納整理業務及び給水停止業務に関する取扱要綱」及び「料金整理業務の処理基準」を作成するとともに、未納整理帳票も、実態に即して見直しを行い、新たな帳票を作成し、各営業所に周知した。現在、各営業所では、新しい要綱、基準及び帳票に基づいて、統一的な事務処理を行っている。</p>
<p>4. 未納整理担当職員の担当地域を定期的にローテーション化させ内部牽制が働く人事異動等を検討すべきである。</p>	<p>4. 人事異動を実施する際、訪問集金という業務の特殊性が認められるので、職員の適性を踏まえ定期的な人事異動を行うとともに、未収金管理については、常時チェックする体制を整えた。</p>
<p>5. 集金用領収書について、日々の受払管理を実施すべきである。</p>	<p>5. 集金用領収書の受払簿を作成し、未納整理担当職員が受入枚数及び金額を日々記入し料金係長及び営業所長の決裁を受けている。また、未納整理担当職員が、毎月初めに出力される未収全件リストと停水執行対象月の集金用領収書との照合を行っている。</p>

(4) 固定資産・棚卸資産の管理は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 固定資産や棚卸資産の現物管理の適正性を図るため、台帳管理、異動手続、廃棄手続、資産番号の付番、現物管理のためのシール貼付、及び実地棚卸し手続の制度化のためのマニュアル化等の整備が必要である。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. ○○市水道局会計規程に沿った台帳管理、異動手続、廃棄手続及び現物管理のためのシール貼付を実施するよう、平成×年×月×日付け文書にて各所属に周知徹底を図った。また、実地棚卸しマニュアルを作成し、平成×年×月×日付け文書にて各所属に周知徹底を図った。</p>
<p>2. 固定資産については、定期的に固定資産台帳と現物の照合を行う必要がある。</p>	<p>2. 固定資産台帳と現物との調査については、「固定資産実態調査計画書」に基づき、平成×年度から定期的に全課所場の実地照合を行う。</p>
<p>3. 棚卸資産の棚卸し実施時期は、期末資産の実在性及びその評価という点から、3月末日に近い時点で、全事業所一斉に実施するのが望ましい。実地棚卸しを組織的に手順どおりに実施するためには、実地棚卸し要領の整備が不可欠であり、早急に整備する必要がある。</p>	<p>3. 平成×年度の棚卸しについては、実施時期を従来の9・10月から1・2月に変更することとした。また、平成×年度以降は3月に実施することとし、さらに、実地棚卸しマニュアルを作成し、これらについて平成×年×月×日付け文書にて各所属に周知徹底を図った。</p>
<p>4. 滞留貯蔵品は、調達計画と使用計画が適切に対応していなかったために生じている。今後は適切な計画に従って調達を行い、利用できないものは速やかに廃棄する必要がある。</p>	<p>4. 平成×年度から順次貯蔵品制度を見直し、貯蔵品は災害対策用緊急材料と直営による維持工事事用材料のみとする。</p> <p>なお、平成×年度は調達計画と使用計画について、貯蔵品が滞留とならないよう適正な管理をしている。制度改正により、使用不可の旧型配水工事材料は、平成×年×月に不用品として売却処分した。</p>
<p>5. 耐用年数の決定経過を明らかにした資料を整備し、処理の統一化を図る必要がある。また、共同事業で設備が実際に稼動した年度に精算が行われてい</p>	<p>5. 耐用年数の決定に当たっては、その決定した経過を明らかにした資料を作成し、処理の統一化を図った。また、共同事業で取得した資産についても、</p>

ない場合、適時に精算に関する資料を入手し、設備の稼働した年度に精算する必要がある。	資料提出を早めるよう関係機関と調整した結果、設備稼働年度に精算を行えるようになった。
<b>「意見」</b> 1. 工事期間が長期にわたる水道事業においては、建設仮勘定の残高管理を徹底する必要がある。また、工事の進捗状況等を把握できる体制を整えておく必要がある。	<b>「意見」</b> 1. 平成×年度決算から経理課において建設仮勘定の総額を年度別に把握できるよう平成×年×月、各課長に通知するとともに、会計規程等を一部改正し、工事担当課に事業年度末における未完成工事の状況を経理課へ報告することを義務付けた。

(5) 人件費の処理は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<b>「結果」</b> 1. 再調手当は通常の勤務時間内に行われるべき業務に対するものであり、手当を支給する業務ではなく見直すべきである。	<b>「結果」</b> 1. 再調手当については、平成×年度から廃止する。
2. 徴収手当が一律で支給されているため、徴収金額や徴収件数、徴収業務の難易度等に応じた支給方法を検討すべきである。	2. 徴収手当は、給水停止対象の未納料金の徴収及び給水停止業務に対して一律支給していたが、平成×年度から委託することで廃止する。しかし、平成×年度末における長期滞納金については、解消されるまで水道局職員で対応することとした。この業務は、特に困難性を要し、また、早期に解消することを目的に「滞納整理手当」として、従事した日1日につき×円を支給する。なお、当該長期滞納金については、平成×年度以降の発生分について委託で対応することから、今後増加することはない、解消されることで手当支給の対象はなくなる。
3. 実態を示す上では、割増分を含めた退職給与金要支給額を開示すべきである。	3. 平成×年度決算書に、割増部分も含めた退職給与金要支給額を注記した。



る。	
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 担当職員の徴収点検手当の基礎となる月次の点検件数は順次引き上げられ、手当の支給は一定の動機付けとなったが、能率向上のため、さらに条件を見直していく必要がある。</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 水道メーター検針業務については、「水道経営改革プラン」において、平成×年度で現行の直営を廃止し、民間委託及び再任用化するので、これにより職員の徴収点検手当は廃止する。</p>
<p>2. 工事係や未納整理担当職員を市内各地に配属するのは効率的ではないため、営業所の統廃合を図る必要がある。</p>	<p>2. 平成×年度末までに業務見直しに伴う給水装置工事管理システムの一元化を図り、平成×年度以降の早い時期に営業所職員の再配置を進めることによって、×営業所に統合する。その一環として平成×年度において未納整理担当業務の委託化を図り、年間約×千万円の委託費が見込まれるが、×人の人員を削減する。</p> <p>また、平成×年度から排水工事事務所の交替勤務体制の廃止に伴う夜間における漏水修繕業務の委託化を図り、営業所工事部門を排水工事事務所に統合する。</p> <p>この委託化により、年間約×千万円の委託費が見込まれるが、平成×年度までに×人程度の人員を削減する。</p>

(6) 事業収支の管理は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 受託工事の事業収支を明確にするため、受託工事費の各費目について、その内容を分析把握し、受託工事に係る事業収支の改善を図る必要がある。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 受託工事費の各費目について、その内容を再度分析し、兼務職員に係る受託工事費と給水費の費用配分の見直しなどを行った。その結果、平成×年度決算では、受託工事事業の営業損失は×百万円となり、平成×年度決算の×百万円と比べ事業収支は改善された。</p>

### 3. 教育委員会・教育機関

(1) 教職員等の給与等は法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 扶養手当・通勤手当・住居手当を支給している教職員について、一部、扶養親族届、通勤住居届が保管されていなかった。書類の保管に当たっては、適切な管理が必要である。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 扶養親族届・通勤届・住居届の管理については、担当課内で研修会を開き、適切な取扱い及び管理を徹底した。また、届出書の保存期間及び方法については、事務処理の効率化を図る観点で、平成×年×月から電磁記録の補助資料として取り扱い、×年保存に見直した。</p>
<p>2. 高等学校の教諭に対し、「勤務時間外において生徒の行う清掃の生徒指導」に×時間以上従事したとして、生徒指導のための特殊業務に係る教員特殊業務手当が支給されている。手続上の必要な承認等は行われているものの、実際には、部活動の指導に従事した場合も、清掃業務等に従事したものととして支給されているものと思われるので、事実即して手当の支給を行う必要がある。</p>	<p>2. 教員特殊業務手当については、平成×年×月に、請求内容が実態に即しているか確認できる様式（教員特殊業務手当実績整理簿）に改め、業務に従事した都度学校長等の決済を受ける手続に変更した。</p> <p>また、各学校で保管される「教員特殊業務手当実績整理簿」については、当分の間、教育委員会事務局に写しを提出することとし、公金支出に関する意識を職員に醸成するよう指導を徹底する。</p>
<p>3. 非常勤講師等は事前に登録され、採用の必要が生じた場合はその登録者の中から選ぶこととなっているが、事前の登録を定めた要綱等はなく、必要書類は、登録希望者に向けた「臨時的任用職員及び非常勤講師の採用選考志願について」に記載されているだけである。登録について、要綱等を明確に定める必要がある。</p>	<p>3. 平成×年×月×日に「〇〇市立学校の非常勤講師等の登録手続に関する要領」を制定し、事前登録手続について規定し、平成×年×月から適切に事前登録を実施できるようにした。</p> <p>また、要領に登録に当たっての必要な書類を定めており、この要領に基づき実施している。</p>
<p>4. 非常勤講師×名に対し報酬×円の未払いがあった。</p> <p>これは、学校から「非常勤講師報酬調書」の提出がなされていなかったこ</p>	<p>4. 非常勤講師×名に対する未払い報酬については、平成×年×月に支払った。</p> <p>非常勤講師の報酬支給事務については、効率的かつ正確な執行体制を確立</p>

<p>と、また、任用事務の担当課と支払事務の担当課が別の課であり、相互の連携が取れていなかったことによる。</p>	<p>するため、平成×年度から、任用及び支払事務を一括して教職員課で行う。</p>
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 事務職員、学校用務員は定時制勤務手当のみの対象であり、現在も引き続き支給されている。しかし、教育委員会において、平成×年度より市民館等の運営のため2交代の人員シフトを取っているが、平日、夜間の勤務を行っても追加の手当は付与されていない。</p> <p>事務職員、学校用務員に対する定時制勤務手当についても合理性の有無を検討されたい。</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 平成×年×月×日をもって「〇〇市職員特殊勤務手当支給規則」を改正し、定時制勤務手当を廃止した。</p>
<p>2. 学校用務員について非常勤化を進め、×名設置している学校用務員（小学校、中学校、聾学校、養護学校、高等学校全日制）のうち、×名は非常勤職員とし、将来的には学校用務員の業務は外部委託を進めていくことを検討されたい。</p>	<p>2. 学校用務員の配置については、正規職員×名の配置を基本としていたが、平成×年×月から、正規職員×名、非常勤職員×名の計×名を基本とした配置を進め、退職動向等を勘案し、×名の非常勤嘱託化を図った。平成×年度以降も退職動向等を勘案しながら進める。</p> <p>なお、今後、学校施設のあり方が変わっていく中、外部委託の導入も検討する。</p>

(2) 補助金等及び委託料等の支出は法令等に基づき適切かつ効果的になされているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 交付側の教育委員会においても、交付に当たり実質的な審査がなされていない場合や、そもそも交付要綱がないにもかかわらず事実上の慣習として交付している場合、過年度の実績報告書の提出のない交付団体を審査せずに、</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 平成×年×月×日付けで、校長会、研究会等に対する補助金については、補助金交付要綱、補助金に関するガイドラインを制定し、交付基準、対象経費基準等を明確化するとともに、交付するに際して付す要件を厳格化した。</p>

<p>次年度の補助金申請を受理し、交付決定している場合等の実態があった。</p>	<p>また、平成×年度から補助金交付に当たっては、担当課による審査を厳格に行うとともに、「補助・委託事業審査会」による審査を行い、指導、改善した。</p> <p>なお、校長会、研究会等の補助金については平成×年度に見直しを行い、「国内教育事情視察補助金」等、一部の補助金を廃止した。今後、さらに見直しを図る。</p>
<p>2. 委託料について、事後的コントロールが有効に機能していなかった。事前に開催している説明会で説明している有効な事業費の利用、適正支出のガイドラインや作成保存すべき書類について各学校では周知理解されていなかった。</p> <p>委託事業の実効性につき疑義のある事業報告書も担当課では十分な吟味のないまま承認されていたため、形式・実質の両面において事後的コントロールの有効性を確認できなかった。</p>	<p>2. 平成×年度分については、担当課で事業計画書と事業実績報告書の相違、運用指針との整合性を確認するとともに、「補助・委託事業審査会」において審査を行い、順次、指導、改善した。</p> <p>平成×年度分については、平成×年×月×日に「夢教育 21 推進事業運用指針」及び「〇〇市立学校関係団体における補助金・委託料執行マニュアル」を制定し、同月に説明会を開催し適正な執行について周知・指導した。また、提出された事業計画書についても運用指針との整合性等を担当課で確認するとともに、「補助・委託事業審査会」において審査を行い、順次、指導、改善した。</p> <p>さらに、担当課及び事務局内に設置した「事務改善委員会」により、委託事業が適正に執行されているか各学校・団体に対し直接調査を行い、改善が必要なものはその場で指摘し、対応を求めるとともに、結果をまとめたものを委託団体である校長会及び各学校に通知し、より適正な執行について徹底した。</p>
<p>「意見」</p>	<p>「意見」</p>

<p>1. 補助金を交付する側も受ける団体側も補助金が住民の税金であるとの認識が不足しており、継続的、慣習的に交付されてきた経緯から判断しても、実績報告書から補助金交付による有効利用が必ずしも確認できない。団体に対する補助金は、あくまで当該団体が自主運営する補助として使われるべきものであり、すべてを補助金で充てるのは本来の趣旨とは異なるものである。</p> <p>早急に補助金交付要綱を整備し、補助金として支出すべきか否かの判断指針を持つ必要がある。</p>	<p>1. 平成×年×月×日付けで交付要綱・ガイドラインを作成するとともに、補助金の有効利用を審査、確認し、一部の補助金の削減を図った。また、交付団体の自主財源比率の向上を指導した。</p> <p>平成×年度以降についても、補助金交付に当たり、有効活用が図られる観点から見直しを進める。</p>
--	---

(3) 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 変更登記費用を節約するため、公有財産規則に従った処理が行われていない土地があるが、同規則に従い変更登記手続を行う、若しくは、必要性・経済性を勘案した規則の具体的適用について県全体として指針を定める必要がある。</p> <p>ネットワーク設備更新工事が行われ、旧設備が撤去されているので、撤去された財産の価格を公有財産台帳上減額すべきである。また、新設備の公有財産台帳価格から、旧設備の撤去費用を減額すべきである。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 公有財産規則第×条の規定は、財産管理上支障が起こらないようにその登記について整理をすることを趣旨としているものであるので、同一種目の一団の土地が2以上の地番を有するときは合筆し、現況が登記地目と異なるときは地目変更をし、また測量を行った結果、確定した実測面積が登記面積と異なるときは地積訂正の手続を取ることとなる。今後も引き続き周知、指導する。</p> <p>ネットワーク設備に係る財産台帳価格については、建物価格と一体で計上（開学時）されていたにもかかわらず、平成×年度の更新時に、更新分だけを追加計上した。平成×年×月に、公有財産規則に基づき、所定の異動手続（誤記訂正）により減額した。</p>
<p>2. 物品の保全、保有物品の現況の的確</p>	<p>2. ○○大学では、教員が研究補助金に</p>

<p>な把握・有効的利用のため、財務規則に従い、帳簿記録を整備し、帳簿と物品現物の照合可能性を確保し、毎年度末の照合確認実施を徹底する必要がある。</p> <p>リース物品の保全管理を徹底するため、物品の内容、数量、所在等を記載した管理台帳を作成し、管理台帳と現物を定期的に照合する必要がある。現状ではリース物品の管理規程がないため、全体としてリース物品の管理規程を整備する必要がある。</p>	<p>より取得した備品については、年度末の照合確認作業に向けて、1月に各研究室（教員）に対して備品の整理を行うよう通知するとともに、購入時点での寄附手続（研究補助金）の促進を図った。</p> <p>また、〇〇短期大学では、新学部設置に伴い事務局職員立会の下、すべての部屋の現有備品を照合した。</p> <p>リース物品については、個々の賃貸借契約に基づき管理・使用しており、台帳を作成の上、日常の管理を行うこととなる×個の管理について、各機関に周知及び指導を図る。リース物品の管理規程の整備については、今後、指導によっても適正な管理がされない場合、他県等の状況を把握の上、適正な管理が可能となるよう必要な措置を講じていくものとする。</p>
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 教員宿舎は貸付料により建設費の償却額すら回収できない高額な取得費用であり、経済的合理性に乏しいといえる。教員宿舎の入居率は県全体と比較しても低くなっており、設置目的を十分達成するためにも入居率を向上させる必要がある。</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 入居促進に努めた結果、平成×年×月末現在の入居率は×.×%まで向上した。</p>
<p>2. 〇〇大学の施設管理業務に係る業務委託契約のうち、平成×年度から平成×年度までの×年間、受託業者が同一でかつ落札率が×%以上の契約があった。これらの業務委託契約について、指名競争入札が行われているものの、競争不十分であったと考えられるので、入札方面について再考願いたい。</p>	<p>2. 当該施設管理業務については、業者の安定性及び迅速性を最優先とし、地理的条件や施工ランク等を考慮した指名競争入札が現段階では妥当と判断されるが、指名業者の入替えや増加等を工夫しながら、競争性の更なる確保を図っていく。</p>

(4) 学校給食は効率的・経済的に運営されているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 学校給食においては、正規調理職員のほかに任用手順や任用基準等を定めて調理補充員を配置している。一定の条件の下抽出されたサンプルについて任用状況を調査した結果、任用伺い申請時点では任用基準を超えた日数が承認されていたものが×学校あった。また、調理場から給食用リフトが離れていて運搬が困難な場合にはリフト要員という形で雇上げがなされているが、×学校についてそのような状況がないにもかかわらず、雇上げがなされていた。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年×月に、学校給食回数を超える日数の任用がないよう、徹底した。リフト要員の雇上げについては、その必要性を検討し、既に平成×年度をもって廃止している。</p>
<p>「意見」</p> <p>1. 学校給食については、直営調理員を用いるよりも民間調理員を用いた方がコスト的には低く抑えられることが明らかとなった。調理員の調理業務の民間委託化については早期に検討を図るべきであるとする。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 平成×年度から給食調理業務を×校について民間委託化した。実施状況について検証したところ、おおむね良好に実施されていることから、平成×年度は新たに×校を民間委託化する。それ以降についても、順次、委託化を推進する。</p>

(5) 授業料等の金銭の徴収・管理及び減免手続は条例等に基づき適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年度における高等学校授業料及び幼稚園保育料の減免申請書を通査した。所得基準によっているもののうち、源泉徴収票、給与明細等から、比較的金額が多い案件を任意で×件（高等学校及び幼稚園における所得基準の件数合計×件、カバー率×. ×%）抽</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年×月×日に「〇〇市立高等学校授業料免除実施要綱」及び「〇〇市立高等学校免除申請基準」並びに「〇〇市立幼稚園保育料及び入園料免除実施要綱」及び「〇〇市立幼稚園保育料等免除申請基準」を制定し、免除基準の中で生活保護基準額表の適用者につ</p>

<p>出し、再計算したところ、高等学校授業料の添付書類に不備、減免の認定誤りが発見された。</p> <p>減免制度の公平性の観点から再計算を実施するなど厳格な運用が望まれる。</p> <p>また、所得水準で減免としている案件は、生活保護基準の×倍以内としているが、あくまでも目安であり、奨学金採用の運用基準に準拠している部分もあるなど基準が曖昧であるといえる。</p> <p>曖昧な所得基準は廃止し、生活保護、課税免除等他の公的な証明書入手できる場合を基本とすべきである。</p> <p>今後も運用基準として所得基準を使用するのであれば、所得の実態を把握することは難しいため担当者以外のものが加わり判断する等、客観性を確保すべきである。それにより、公平性を確保できると考えられる。</p> <p>なお、他の各種減免制度が受けられるのであれば、生活保護等の扶助制度の受給を進めるよう指導し、生活保護受給証明書等の公的扶助証明をもって授業料等の減免をすることが望ましい。</p> <p>申請者本人の自立を促すべきであり、金額的にはそれほど大きくはないが、市の財政負担にも考慮すべきである。</p>	<p>いては、複数のものによる金額の確認を行うとともに、両要綱に規定する審査会による許否の判断を行うことにより厳格な事務運用を実施することとした。なお、本年度は×回の審査会を開催し、基準に沿った免除許可、不許可者を決定した。</p> <p>また、両要綱には、生活保護受給証、非課税証明書等の公的証明書を原則として添付すること等を定めていることから、源泉徴収票等の所得基準を適用する場合等の公的書類によらないものについては、生活保護基準額に準拠することとし、当該申請者に対しては、両要綱に規定する審査会において許否を決定することとした。</p> <p>このような要綱等の設置に伴い、授業料免除申請者に対しては、生活保護や児童扶養手当等の公的扶助制度の適用をできるだけ受けるよう強く指導している。</p> <p>さらに、「〇〇市立高等学校授業料等徴収条例施行規則」及び「〇〇市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則」の一部を平成×年×月に改正し、平成×年度からは、曖昧な規定を削除して添付書類を公的証明を中心としたものとするよう様式を変更するとともに、平成×年度中に関係要綱等の改正も行い、厳格な免除、申請の適用を実施する。</p>
--	---

(6) 受託研究費・科学研究費補助金の交付は法令等に基づき適切・効果的になされているか。

監査結果等	措置状況
「結果」	「結果」



1. 職種による定額割当てに準じた補助金交付決定状況は要綱の趣旨に反しており、本旨に従った補助金交付を行うべきである。	1. 年度の配分については、基礎部分に研究活動の評価等を加えて交付額を算出する方法に改めた。なお、次年度以降については、評価等の部分を順次拡大していくこととする。
2. 補助金専用口座の出金記録が著しく乖離しているものがあつた。補助対象経費の支出が、教員の個人口座から行われているものが数件あつた。このような不明朗な預金管理は公金の管理として不適切であり、研究費の支出は補助金専用口座より直接、振込みにより支出することが適当である。	2. 経理管理をより適切に行うため、〇〇大学研究補助金交付要綱の改正（平成×年×月×日）をはじめ関連諸規程について所要の改正を行った。
3. 科学研究費の管理実務は、文部科学省が求めているような大学事務局に委任すべきである。	3. 業務量の増加によっては人員配置も考慮しなければならないが、今後は、文部科学省通知に基づき、経理面の事前事後のチェック体制を整備するなど、適正管理に努めていくこととする。
4. 受託研究費について、整備保管すべき書類が規則どおり保管されておらず、研究機関としての大学としては厳に規則等を遵守すべきである。	4. 規則等の遵守については、教職員に対して指導を徹底していくこととした。
「意見」 1. 〇〇大学と〇〇短大で、科学研究費における旅費の取扱いに関する運用を統一する必要があるのではないかと考える。	「意見」 1. 平成×年×月から、旅費の扱いを統一した。

(7) 財政援助団体の会計処理及び税務申告は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
「結果」 1. (財) 〇〇県教育事業団の固定資産の耐用年数が税法の改正による変更に対応していない。	「結果」 1. (財) 〇〇県教育事業団の平成×年度の法人税法改正による耐用年数の変更に伴う減価償却費の不足分については、平成×年度の決算時に額を修正した。今後は、変更後の耐用年数に基づ

	く減価償却を行っていく。
2. (財) ○○県教育事業団の法人税等の確定申告に際して事業税の扱いを誤り、法人税等が過払いである。	2. 平成×年度の申告分から事業税を損金算入して申告した。平成×年度以前分については、更正の請求を行い、平成×年度の申告分から還付（法人市民税については、還付見込み）を受けた。
3. (財) ○○県教育事業団の消費税及び地方消費税の確定申告に際して不適切な処理を継続している。また、消費税の課税区分に際して不適切な処理があり、消費税が過払いである。	3. 平成×年度の申告分から課税仕入額の×%分を除いた申告のやり方を改め、課税仕入の全額を申告した。また、事業団アドバイザーの費用と個人事業者への支払額を仕入税額控除の対象として処理している。なお、税について適正な申告を行えるよう、平成×年×月×日から会計顧問（税理士）を委嘱し、指導及びチェックを受けている。

(8) 外部委託は適切かつ効果的になされているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. ○○歴史博物館における入館料の収受業務を外部に委託しているが、チケット種類別の記載や管理がされていない。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 入館料の収受業者に係る帳簿様式をチケット券種ごとに記載できるように改め、出納員が委託業者から現金を受け取る際、チケットの券種ごとに使用状況を確認するとともに、各月末に帳簿残高と実際有高の確認を行うこととした。</p>
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 生涯学習振興団の役割は、パソコン・スポーツ・陶芸の裾野を広げる役割を担っているとのことであるが、これを民間で負えないとはいいい難く、人件費・委託費を中心とした高コスト体質の改善が急務である。</p> <p>各種民間企業やNPO法人との提携の導入を積極的に行い、コスト削減を検討されたい。</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 各種民間企業やNPO法人を活用し、シニア講座（シニアの講師が同世代の受講者に教える）など市民活動を支援する講座を開設し、民間とは異なる講座運営を実施した。平成×年度はこうした講座の一層の充実に努める。</p> <p>また、NPO法人を活用した事業実施により委託費などの経費を削減するとともに、受講料の見直しを行い受益</p>

	者負担の適正化にも努めた。
--	---------------

#### 4. 試験研究機関

(1) 組織改革等は適正かつ効率的、効果的に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「意見」</p> <p>1. 弾力的・効率的で透明性の高い運営が可能となる地方版独立行政法人制度の導入を検討すべきである。</p> <p>なお、独法化に当たっては試験研究事業の有用性、経済性、将来性の観点からの統廃合等の検討を踏まえることが必要である。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 地方独立行政法人法の制定をにらみ、本年×月に地方独立行政法人制度に関する検討会を設置し、制度導入に当たっての課題等を検討している。</p> <p>地方独立行政法人制度については、地方独立行政法人法の制定を契機として県における制度の運用などについて、基本的な指針を策定するとともに、大学の独立行政法人化も踏まえ、必要な体制整備を行っていく予定である。</p>
<p>2. (財) ○○研究機構は県の監理団体である。しかし、実態としては県の附属機関といっても過言でない状況である。財団の独自性・自主性を尊重し、弾力的な研究事業を効率的に行っていくため、今後は個別の研究テーマの必要性を厳しく見直し、間接経費をも積み上げた研究テーマ別原価を根拠に、県に補助金要求するような体制作りが必要となる。</p> <p>また、現在の理事及び評議員は県関係者がほとんどである。経営的感覚のある人物も選任する必要がある。</p>	<p>2. 経営改善計画に沿い、県派遣職員を削減している。研究テーマの必要性、成果については評価制度を整備するとともに、原価計算等を勘案し、予算要求を行うこととする。理事、評議員についても、経営感覚を重視した人物を選任した。</p>
<p>3. 財団全体としての事務効率化の観点から、本部事務局への業務集中化、取引業者の一本化、物品等の研究所間での有効利用等に関して事務長会等を通して検討すべきである。</p>	<p>3. ×年×月までに経理事務、給与事務、一部契約事務の本部事務局一元化を行うとともに、人事事務、用度事務の本部機能強化のために人事担当係長及び用度担当係長を設置した。</p>

(2) 人事管理等は適正かつ効率的、効果的に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「意見」</p> <p>1. 県補助金額の×%を占める県職員の 人件費を職員の削減をもって減らすこ とは、財団の目標であると同時に、県 が積極的に対処すべき課題でもある。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 経営改善計画に沿い、県派遣職員を 削減している。また、平成×年×月か ら固有研究職員の人事給与制度を導入 した。</p>
<p>2. 職員の発明等への意欲を増進させる 観点からは、職員への配分を今以上に 高めることが望ましい。</p>	<p>2. 国の知的財産基本法の制定（平成 15 年 3 月）に伴い、県も条例の見直しや 知的財産活用本部の設置などの整備を 行っている。その一環として、「職員の 職務発明等に関する規程」の見直しを 平成×年×月に行い、これまでの限度 額×万円/年が撤廃され、発明者の意欲 向上につながるものと期待されてい る。</p>
<p>3. 試験研究機関の人事の滞留現象が発 生している。 このような状況を踏まえて、次の諸 点を検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 任期付き研究員制度の採用</li> <li>② 民間人等の採用</li> <li>③ 特定の試験研究に係るプロジェ クトチームの組成</li> <li>④ 行政との交流</li> </ul>	<p>3.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 任期付き研究員制度については、 研究課題の緊急性・重要性等を踏ま え、制度の活用を検討していく。</li> <li>② 必要に応じ非常勤職員を要求して いく。</li> <li>③ 共同研究事業として、企業と共同 （契約）して、相互の能力を出し合 い、研究に取り組んでいる。研究の 効率性や人材の育成につながってい る。</li> <li>④ 主任交流等の人事交流に合わせ交 流を実施してきている。適材適所に よる人材の確保を一層推進する。</li> </ul>

(3) 研究資金等の導入は、適正かつ効率的、効果的に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「意見」</p> <p>1. 積極的な外部資金の導入に関し、以 下の諸点にも留意して、取り組むべき である。</p>	<p>「意見」</p> <p>1.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年度途中の公募としては、×年度 〇〇省の「〇〇実証モデル事業」に</li> </ul>

<p>① 年度途中の公募など、受託時期の関係で予算化できなかった国からの受託・応募研究は、可能な限り積極的に応募又は受託するように努めるべきである。</p> <p>② 国の機関、民間との共同研究も積極的に推進し、外部技術の活用とともに、内部資金のみを注入するのではなく、積極的に外部資金の導入を促進し、研究目的の早期達成を図るよう予算制度改善のための工夫などについての検討をするべきである。</p>	<p>応募している。</p> <p>② ○○省の委託業務を×年度、×年度と受託している。独立行政法人の○○研究所との共同研究、民間との共同研究も積極的に実施している。</p>
<p>2. 研究テーマごとの予算は、科単位の人頭割を基礎として配分されているが、研究テーマの軽重に応じた配分方法を検討するべきである。</p>	<p>2. 平成×年度から、所が定めた重点的な課題をプロジェクト研究として、研究費を優先的に配分し、研究内容に応じた加重配分等を行っている。また、経常研究についても内部評価において、人頭割配分以外に、成績別の評価及び加重配分を行っている。</p>

(4) 研究成果の評価等は適正かつ効率的、効果的に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 経常研究の評価が全体的に平均点に集中している。今以上に差をつけなければ実態が把握し難くなっていると思われるため、内部評価の方法を再検討するべきである。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. ×年度実施研究の結果ヒアリングから、次のとおり内部評価の方法を改善した。</p> <p>① 10点法（30点満点）による評価法を導入した。</p> <p>従来の評価法は5点法（15点満点）で、部ごとに（評価委員も異なる）評価を行っていたため、評点にメリハリ（幅）がなく、部間の調整も必要であった。10点法の採用により、幅のあるメリハリを付けた評価を行うことができた。</p> <p>② 評価メンバーの違いによる評点の</p>

	<p>ばらつきを解消するため、「研究課題選定基準」を改正し、研究課題審査委員会のメンバーを固定した。すべての課題を同じメンバー（所長、部長、統括課長、企画普及及び経理等関係者）で評価を行うこととしたため、より公正な評価が実現できた。</p>
<p>2. 13年継続したが、有意な結論を見つけられなかった研究があった。継続研究についても課題の選定・見直しをタイムリーに実施するべきである。</p>	<p>2.</p> <p>① 当該研究については、平成×年度で終了した。</p> <p>② 研究課題を見直し、効率的な試験研究を実施するため、内部評価の充実など水産試験場P D C A（計画、実施、評価、見直し）体制を整備した。</p> <p>③ 平成×年度において、長期継続研究を含めた全研究課題を見直し、平成×年度から新たな研究体系とした。</p>
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 試験研究課題別の経済性評価の実施のための投入費用データとして、試作（水産試験場の「課題別原価計算」）を参考にして、試験研究課題別の総費用による原価計算を実施することを検討することが望まれる。</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 「試験研究機関事業別経費（決算額）一覧」（コスト計算書）を平成×年度決算から作成し、試験研究課題別の総費用（発生主義）の原価計算を実施する。</p>
<p>2. 現場活用型研究成果を農家が一軒でも採用したことをもって研究事業の普及性を判定することは不十分である。したがって、成果指標としての普及率としては、研究課題ごとの目標採用農家数を設定し、何軒の農家に採用されたのかの比率で判断することが望ましい。</p>	<p>2.</p> <p>① 農業試験場の研究課題は、成果を採用した農家数だけでは評価できないものも多いことから、平成×年度の新規課題から、課題ごとに「目標とする成果及び達成度の指標」を明示して試行評価するとともに、平成×年×月整備した研究課題評価関連規程中に明文化を図り、平成×年度評価課題から本格実施した。</p>

	② さらに、平成×年度の新規課題からは、研究成果の普及性や達成度などを検証するための追跡評価を実施することとした。
3. 評価会議が年1回では、事前評価、中間評価、事後評価を適時、適切に行うことができない。評価の時期及び回数につき再検討するべきである。	3. 平成×年度より、外部評価を年2回実施し、経常研究（研究部門別）とプロジェクト研究について評価を実施している。これにより、個々の研究計画について、事前・事後及び中間の評価を行うことができるようになった。

(5) 広域又は複数機関の連携は適正かつ効率的、効果的に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 共同研究については、事前の取決めとして計画書は作成されている。しかしながら、この計画書では各県の作業分担、金額負担については明確になっているものの、研究の成果である知的財産権の帰属については明確になっていない。後日のトラブルを防ぐためにも、事前に知的財産権の帰属に関して文書で取り交わすべきである。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 今後、×県共同研究等の開始に当たっては、関係県との間で知的所有権の帰属に関して事前協議を実施するとともに文書を取り交わすこととした。</p>
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. ○○研究所などの試験研究機関及び○○センターは、○○公社と協力して、有しているノウハウの相互共有を促進し、総合的な中小企業支援体制を一層充実するべきである。</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 平成×年度は、○○大、○○研究所とが産学公連携研究を組み、○○公社を中核機関とした地域結集型共同研究事業を新たにスタートさせる予定である。○○研究所が保有するデータの○○公社への提供によるデータの一元管理体制の構築は平成×年度から本格稼働し、企業履歴をデータベース化している。</p>
<p>2. 地方に共通する課題に関する研究分野については、近隣自治体の試験研究機関相互の連携を強めていくことが望</p>	<p>2. 今年度、近隣自治体と共同研究を実施している試験研究機関は×機関で×研究テーマとなっている。今後とも、</p>

<p>ましい。</p> <p>県の中小企業の維持・発展を図るため、将来的には複数県相互間で協定を結び、それぞれの県の中小企業が、他県の試験研究機関を相互利用できるようなことが望ましい。</p> <p>今後は、〇〇縣市首脳会議の場などを利用して、地域の試験研究機関相互が密接に連携できるような方策を講じるべきである。</p>	<p>近隣自治体とは積極的に共同研究や研究の連携を拡充していくとともに、それぞれの県の中小企業が他県の試験研究機関を相互利用できるよう、〇〇縣市首脳会議等の場を通じて働きかけていく。</p>
---	---

(6) 購買及び資産管理は適正かつ効率的、効果的に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 備品については毎年現物確認を実施し、重要備品以外のものは2～3年をかけて循環的に詳細な現物確認等を実施するなどの措置を講じるべきである。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 研究室ごとに番号を付し、所在場所別物品一覧表で現物を確認した。また、現物にラベルを添付した。</p>
<p>2. 備品の中に明らかに使用していないものが見受けられた。使用できないものは廃棄の手続きを行い、使用できるものは他の用途に活用するよう検討すべきである。</p> <p>また、廃棄手続済み備品について、他の稼動している備品と同様に置いている事例が見受けられたが、このような備品については、稼動している備品とは区別して混在しないように保管すべきである。</p>	<p>2. 明らかに使用していなかった備品については、他の用途に活用できるか否か検討し、すべて廃棄処分した。</p> <p>廃棄手続済みの備品については、不用備品管理場所に移し、一括処分まで一時保管することとした。</p>
<p>3. 試験場では、短期的な修繕計画はあるものの、長期保全計画は作成していない。技術的な側面も考慮した実施可能な長期保全計画を作成すべきである。</p>	<p>3. 長期保全計画を平成×年に策定した。長期保全計画に基づき修繕を行うため、平成×年度予算要求を行った（結果予算措置なし）。</p> <p>平成×年度予算においても同様に長期保全計画に基づく予算要求を行って</p>



	いる。
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 県内中小企業の製品開発支援を目的とする開放試験用機器のうち、利用されていないものや利用頻度の低いものが見受けられる。開放試験用機器の利用率の向上に努めることが必要である。</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 平成×年度に条例・規則を改正し、利用実績のない項目は廃止し、新たに需要が見込まれる機器を開放試験用機器とした。この際、開放試験室に設置している従来の開放機器に加え、研究室に設置している試験研究用機器の一部も開放した。</p> <p>利用率の向上を図るため、リニューアルしたホームページで、開放試験用機器について利用者により分かりやすく掲載し、PRに努めている。</p>

## 5. 施設管理

(1) 施設の維持管理は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 公園管理業務の経済性、有効性を確保するため、次のような方策が必要なので、早急にその実施につき検討されたい。</p> <p>① 公園維持管理の質の確保のため、住民との協働、民間資金の導入等の実施</p> <p>② 各公園の人件費を含む直接管理費用の把握と管理との有効利用</p> <p>③ 公園の整備費に関する情報と併せて、公園の管理費に関する情報を積極的に住民に提供して、住民の声を公園の運営に反映しやすくすること</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. ○○公園において花壇管理や樹木手入れなどを行っているボランティア団体は、平成×年度末現在では×公園×団体であったが、平成×年×月現在では×公園×団体に拡大した。</p> <p>公園運営に関して住民の声を反映するため、公園整備費及び公園管理費に関する情報を、公園管理所の掲示板等を用いて積極的に提供することとし、平成×年度は○○公園・○○公園・○○公園にて実施した。</p> <p>当該掲示をはじめ様々な情報提供を通じてボランティア参加の呼びかけを行い、×公園で住民等からの問い合わせがあった。現在、実施内容について調査検討を行っている。</p>

(2) 現金等の管理は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「意見」</p> <p>1. ○○動物園の管理の受託者である○○協会では、つり銭現金、両替機用現金及びつり銭・両替用準備金ごとに現金の受払記録が作成されておらず、担当者による現金実査も月に1度の実施となっていた。また、現金の保有残高は最近の営業収入に比較するとその残高水準が多いと思われる。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 営業用現金の管理方法について改善を図るよう、受託者を指導した。これを受けて受託者では、平成×年×月より現金の受払記録を作成し、毎日実査を行うとともに、上位者の承認を得るよう改めた。また、つり銭・両替用準備金の残高については、両替機及び券売機内のつり銭額を見直すことにより、約×万円圧縮を図り、必要最小限の額にした。</p>

(3) 金券類の管理は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「意見」</p> <p>1. チケットは施錠のない収納庫で保管されており、受払及び残高に関する記録が行われていない。また、チケットの取扱いに関する管理規程がない。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. チケットの管理について改善を行うよう、受託者を指導した。これを受けて受託者では、平成×年×月にチケットの取扱いに関する要領を定め、これに基づいて、チケットを収納庫に保管し施錠するとともに、受払簿による日次管理を行い、定期的な残高確認を行うよう改めた。</p>

(4) 出納その他の事務の執行は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 公園条例施行規則によると、原則として使用料は使用許可の際に受け取るようになっており、例外的に使用料が著しく多額となる場合や特別の事由があるときは延納が認められているが、実際の納付状況は延納されていることが多い。</p> <p>金額が使用日前に確定しているもの</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 原則どおり使用許可日に料金徴収を行うこととした。</p>

については原則どおり使用許可日に納付してもらうべきである。	
-------------------------------	--

(5) 債権管理は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 利用料金の後納扱いについては債権の回収管理を必要とする。債権の回収が遅延しないような債権管理を行うためにも、利用料金の後納に関する内部承認、滞留債権報告、速やかな入金処理等についての規程を整備するよう受託者を指導する必要がある。</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 後納利用料金の債権回収管理を強化するよう、受託者を指導した。これを受けて受託者では、平成×年×月に「債権管理事務要領」を制定し、利用料金等を後納できる場合の基準を明確にするとともに、内部承認、滞留債権の報告及び速やかな入金処理等について規定し、債権の確実な回収に取り組んでいる。</p>

(6) 備品管理は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 従来から市に所有権のある備品について備品台帳を作成していない。また、(財)〇〇は従来から、市に所有権がある備品についての整理が不十分であったため、台帳による管理が十分になされていない。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 管理委託契約においては、備品管理についての項目を追加して管理責任を明確にし、市の規程に沿った備品管理を行うこととした。</p> <p>また、施設の備品すべてについて調査を行い、市に所有権がある備品を把握した上で備品シールを貼付し、備品台帳を整備する作業を進めている。</p>

(7) 施設は適切に運営されているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 現行の公園等の管理委託は「実費清算方式」であり、委託先の「経営努力の成果」は、委託先の収益に反映されない仕組みになっている。</p> <p>そこで「利用料金制度の導入」とと</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 平成×年度から現行管理委託においても弾力的な執行を行うため、管理委託経費の一部を財源として、管理受託者自らの提案による住民サービス向上などに対応した事業を実施することと</p>

<p>もに、一定の裁量を認め、「自己責任」を持たせ、また、「成果の配分」を行うなどの一定の「インセンティブの付与」を検討されたい。</p>	<p>した。</p> <p>また、平成×年度から×庭園において利用料金制を導入すべく、他局における導入事例との比較、具体的な導入方式、文化庁との調整など各種の検討・調整等を積極的に進めてきた。</p> <p>今後は、平成×年の第×回定例議会に、条例改正案を上程し、×月×日からの制度導入を予定している。</p>
<p>2. ○○スポーツセンターでは利用時間帯や曜日により料金格差を設けていないが、料金格差を設けることも一種の受益者負担の原則に応じた措置であると考えられることから、利用時間帯や曜日による料金格差の設定を検討することが望まれる。</p>	<p>2. 平成×年×月からの指定管理者制度への移行に際し、「スポーツセンター指定管理者共通業務の基準」を作成し、この中で、体育室等の利用区分については、×時間ごとの×区分とするとともに、利用区分ごとの基本利用区分料金を提示し、指定管理者が曜日・利用時間帯に応じた利用料金を設定できるようにした。この基準等を、指定管理者の公募に際して提示して、選定手続を行っている。</p>
<p>3. 動物園・水族園の施設整備費は、宝くじ収入金にかなりの部分を依存しているのが実情であるが、一般利用者からの寄付、広告掲載を伴う民間企業の協賛など民間資金の導入方法を検討されたい。</p>	<p>3.</p> <p>① 平成×年×月より○○動物園において広告料収入（平成×年度分として×千円）により案内板を整備する「サイン整備事業」を開始した。この事業の開始により、老朽化した動物解説板をリニューアルし、来園者サービスの向上を図った。</p> <p>② 平成×年×月より、寄付により動物のえさ代等の一部を賄う「動物園サポーター制度」を開始した。住民が直接動物園を支える仕組みは初の試みであるが、サポーター限定の催し物を開催するなど、特典を充実し、平成×年×月末現在、×件×千円のサポーター登録があった。</p>

(8) 施設の運営コストは適切な水準か。

監査結果等	措置状況
<p>「意見」</p> <p>1. 3動物園はそれぞれその運営形態が異なり、したがって、飼料の購入手続もそれぞれ異なっているが、調達コストの削減及び事務の効率化を進めるためにも、集中共同購買を実施して、そのメリットを取ることが望まれる。なお、3動物園運営の一体委託化により、さらに容易に集中共同購買が可能になることはいうまでもない。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 飼料の共同購買については、平成×年×月に、稲ワラや牧草類について、〇〇動物園と〇〇動物園の2園で共同購買を実施した。各園で動物の種類や頭数などに違いがあることから、共同購買に当たっては、品目、発注時期及び発注量の調整を行う必要があり、〇〇動物園との共同購買を含めて、引き続き検討を進め、順次実施していくこととしている。</p>
<p>2. 霊園の管理料は、民間霊園等と異なり公園的機能等があり、単純に比較できないが、相当程度安いとされているので、民間霊園等の管理料を参考として次回の改定時に改定を検討すべきである。</p>	<p>2. 〇〇霊園における管理料改定作業（平成×年度）に当たり算定基礎となる人件費の見直しを行い、改定額に反映させた。</p> <p>なお、墓地の使用料については、平成×年度から〇〇霊園の再貸付に伴って算定方式の見直しを行い、近傍類似の墓地永代使用料を参考にした墓地価格を用いている。</p> <p>また、平成×年度からは、郊外霊園の使用料についても同様の見直しを行った結果、近傍類似の民間霊園の使用料との差が縮まった。</p>
<p>3. スポーツセンターの有料駐車場事業は、財政的支援の観点から自主事業として行うことを教育長が認め、駐車場を行政財産とし、無償で事業団に使用許可を与えており、事業団では毎期経常的に収支差額の余剰を計上している。しかしながら、事業団は財政的支援を必要とする状態ではなく、駐車場事業は、実質的にスポーツセンターと</p>	<p>3. 平成×年×月からの指定管理者制度への移行に際し、公募に当たって必要な事項を定めた「スポーツセンター指定管理者共通公募要項」を作成した。この中で、基本開館時間内の駐車場事業収入については、スポーツセンターの利用料金収入と同様に、施設運営収入として位置付け、委託料（指定管理経費）の算定に加味した。この公募要</p>

<p>は不可分の附属施設の維持管理・運営委託であることから、本来的には駐車場をスポーツセンターと一体の公の施設とし、委託料算定に加味するべきであると考え。</p>	<p>項を、指定管理者の公募に際して提示して、選定手続を行っている。</p>
---	--

6. 清掃事業

(1) 廃棄物処理手数料の徴収事務は適正に実施されているか。手数料の徴収根拠は明確か。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. ごみ処理手数料は、適切に算定された処理原価に基づいて設定されるべきであるが、現行の手数料の設定額はこれと明らかに大きく乖離している。手数料の設定額についても再検討する必要がある。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. ごみ処理手数料は平成×年×月×日に改定した（改定前 30 円/10kg、現行 40 円/10kg）。</p>
<p>2. 費用の低減及び手数料の算定の基礎データの入手を目的として毎年度原価計算を行ってごみ処理原価を計算しているが、市が直接携わっているごみ処理業務のコストのみを集計しているため、本来原価計算に算入すべきと考えられる一部の項目が除外されていたり、あるいは除外すべき項目が算入されている。これらの主な項目等は以下のとおりである。</p> <p>① 市が委託している管路搬送・道路清掃等に係る委託料が除外されている。</p> <p>② 人件費は職員費のみが計算対象とされ、退職手当金が計算に織り込まれていない。</p> <p>③ 減価償却費の算定に当たり市の負担を軽減する国庫補助金が控除されていない。</p>	<p>2. 監査人の指摘を踏まえつつ、平成×年度ごみ処理原価より、以下の方法により算出している。</p> <p>① 道路清掃等については、手数料算定の基礎とする場合にも直接影響がなく、国営事業に限定してどれくらいの経費がかかるのかを目的とすることからも算出基礎からは除外することとした。</p> <p>② 退職手当については、年度ごとに大幅に増減するものであることを勘案すると、退職手当そのものの形で各年度の原価に反映させることは適切でなく、原価として算入する額は、「退職給付引当金」として留保するために毎年必要となる「退職給付費用」であることから、「退職給付費用」を改めて試算の上算入する。</p> <p>③ 国庫補助金相当額は、減価償却費</p>

④ 収集・焼却等設備の建設に際し起債した公債利子が計算に織り込まれていない。	の算定において控除する。 ④ 公債利子を加算する。
--	------------------------------

(2) 委託契約の方法、処理は適正か。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 収集車両の1台当たり見積原価の積算において、〇〇地区は3名乗車と設定しているが、〇〇地区は2名乗車で積算している。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年度の一般廃棄物収集運搬委託契約に係る予定価格の算出において、乗務員2名として積算した。</p>
<p>2. 〇〇業務委託について、委託単価設定に当たり、2業者からの口頭ヒアリングによっており、見積書が入手されていない。見積書の入手が必要であった。</p>	<p>2. 見積単価については、平成×年度より見積書を徴収することとした。</p>
<p>3. 河川清掃ごみ運搬について、〇〇協会に委託しているが、実際の業務は、同協会の理事長が社長をしている〇〇(株)が実施していると考えられる。特命随意契約の理由として当該業務を遂行するための器材を保有していることが必要とされていること、また、他の業者に再委託することはできないことをかんがみると、同協会との契約は、妥当とはいえない。</p>	<p>3. 河川清掃ごみ運搬業務については、平成×年度より、当協会に業者推薦を依頼し、その推薦された業者が妥当であるか検討した上で、業者と直接契約することとした。</p>

(3) 給与手当等の処理は適正か。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 焼却工場での夜間勤務者について、引継ぎ時間として、夜間勤務明け1回1人当たり一律10分間の残業がなされていた。</p> <p>これは、昼間勤務者から夜間勤務者の引継ぎの際には30分間の引継ぎ時間</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年×月から引継ぎ体制の見直しを行い、超過勤務にならないよう対応した。</p>

<p>(両勤務者の重複勤務時間)があるものの、夜間勤務者から昼間勤務者の引継ぎの際には15分しかないため、その時間差異を埋めるための残業時間であるとのことである。</p> <p>仮に夜間勤務明けから昼間勤務の引継ぎにかかる時間が足りないようであれば、夜間勤務者の勤務時間の開始及び終了時刻をそれぞれ10分間繰り下げる等の方策により、問題は解消すると考える。</p>	
<p>2. 市職員の給与規程によれば、「焼却炉の清掃」、「破砕機の清掃」はどちらも特殊勤務手当における清掃業務手当の一つであるが、前者は日額3,000円、後者は日額1,000円と規定されている。しかし、〇〇では破砕機の清掃であるのに焼却炉の清掃と同額の手当を支給していた。清掃の手間が焼却炉の清掃と同程度かかったため、所属長の判断で承認したとのことであるが、現行では焼却炉と破砕機とで清掃業務手当の支給額を分けてあるため過払いである。清掃の手間等につき両者間で差異がないということであれば、早急に単価の見直しを行う必要がある。</p>	<p>2. 「破砕機の清掃」の特殊勤務手当額については、現行の運用を止め、平成×年度から、市職員の給与規程どおりの支給とした。</p>
<p>3. 抽出した14名のうち2名について特殊勤務実績簿と清掃手当の支給日数が整合しなかった。特殊勤務実績22日に対し、支給日数は21日となっていた。</p>	<p>3. 未支給の清掃手当については、特殊勤務実績簿と支給日数とを照合し、不足分の追加支給を行った。</p>

(4) 財産管理は適正か。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 備品の実査を行ったところ、備品台帳への計上漏れ及び記載不備が多数発</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 備品台帳への記載漏れを追記するとともに、物品会計規則に基づき、記載</p>



<p>見された。計上漏れ及び記載不備の原因の多くは施設建設時に取得されたものが工事備品として建物の取得価額に含まれていることによる。備品についても厳格に把握し、備品台帳への記載を適正に行う必要がある。なお、工事備品及び粗大ごみ等で受入使用しているもの並びに共通備品（職員用机、職員用椅子など）について取扱いが明瞭となっていないものがあるが、運用上 Q &amp; A 等を作成して明確にしておくことが望ましい。</p>	<p>不備事項は適正に対処した。</p>
<p>2. 各種施設設備の点検結果報告については、個別かつ詳細に検討し、補修が緊急に必要なものは即時に対処可能にするなど各種施設設備について適時適切な補修等改善に努めるべきである。</p>	<p>2. 保守点検を効果的、効率的に活用するため、点検結果報告書について細部にわたり詳しく検討を重ね、緊急性、必要性の高いものについては即時あるいは優先的に対応し、その他のものは、不具合の程度及び予算などを考慮しながら、早急に修繕を実施している。環境部として、各施設ごとに、老朽度、事故発生の可能性の高低、耐用年数を考慮した「施設修繕計画」を策定した。</p>
<p>3. 合併して2年経過したにもかかわらず、備品台帳、車両台帳の整備が十分行われておらず、合併前の旧市の台帳をそのまま使用して管理をしている状況が散見された。規定どおりの台帳を整備する必要がある。</p>	<p>3. 備品台帳、車両台帳を確認し、規定どおりの台帳を整備した。</p>

(5) 情報システムのセキュリティ対策は十分か。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」 1. 情報流出につながりやすいため、私用PC等の使用を止め、必要なPCについて購入すべきである。私用PC等が不可欠であるのならば、市と職員と</p>	<p>「結果」 1. 1人1台PCの導入に伴い私用のPCやワープロの使用を止め、〇〇市セキュリティポリシーに基づきデータを削除し、機器は持ち帰った。</p>

の間に利用に関する文書を交わし、情報管理を徹底することが必要である。	
------------------------------------	--

## 7. 税の徴収

(1) 税の賦課は法令等に準拠して行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 課税客体について、例えば、電話帳や自動車登録から把握することができるが、その実施は各県税事務所に任されており、実施状況にばらつきが見受けられる。</p> <p>各県税事務所には、それぞれの方針がある以上、課税客体の把握の状況を全く同じにする必要はないが、より効率的な課税客体の把握のために、情報の共有化や把握方法のある程度の統一を図られるべきである。</p> <p>また、電話帳による未申告法人の把握について人的制約から実施が困難であるという事務所があったが、税務事務所間の連携を密にし、一時的な人の融通を行うなどの方策を検討すべきである。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 課税客体の把握については、担当者会等で調査方法や成果についての情報交換を行い、成果が見込まれる方法については積極的に実施することにより、把握方法の統一化を図ることとした。</p> <p>また、電話帳による未申告法人の把握については、人的な制約もあることから、調査に当たっては、適正かつ効率化を図るため、税務オンラインシステムを活用し、電話帳のデータから調査対象を効果的に絞り込むことにより、平成×年度から全事務所で統一的に実施している。</p>
<p>2. 非課税・減免の適用処理について通常の捕捉から調定までの課税事務と比較すると不十分な点が多く、今後十分留意する必要がある。</p> <p>① 非課税家屋が滅失したにもかかわらず、当該家屋の敷地について非課税運用取消し遅れによって課税漏れとなっていた事例</p> <p>② 非課税対象の家屋の増改築が地押し調査で把握されていない事例</p> <p>③ 非課税の土地について、駐車場として利用されている事例</p>	<p>2. 非課税物件について、その状況変動の把握は非課税適用要件を充足しているか否かの判断を毎年行う上において必要不可欠なことであり、課税の公平・公正を確保するために、家屋の地押し調査の充実及び土地・家屋・償却資産担当者相互間の情報の連絡を密にするよう各種研修会や説明会を通じて各区の担当者を指導している。</p>

(2) 税の賦課は網羅的に行われており、公平性が確保されているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 不申告法人については「不申告法人一覧表」が出力され、各県税事務所の担当者はこの一覧表を基に調査することになっている。しかし、この調査は各担当に任されており、県税事務所としては進捗管理を行っていない。また、登記簿や電話帳などによる課税客体の把握によって判明したものについても、同様な点が見受けられた。統一したリストや報告制度を検討することが必要である。</p> <p>さらに、不申告法人一覧表の内容について、詳細が整理把握されていない。特に問題と思われるのは、国税及び県税ともに申告されないままとなっているものである。</p> <p>県税事務所としては、国税に申告があったものについてのみ、県税の賦課決定ができ、国税に申告がない限り所得調査の権限はないので、国税と密接に連携を取ることであり、不申告法人に申告を促すことが必要である。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 不申告法人に対しては、催告書を送付するなどにより申告を促しており、不申告法人一覧表は、そのための資料として活用している。</p> <p>平成×年度からは、当該一覧表に申告指導の状況や実態調査の結果などを記載し、毎月、県税事務所長に報告することとした。</p> <p>また、課税客体の把握調査によって判明した法人についても、統一したリストを作成し、不申告法人一覧表の事務処理と同様に記載、報告することとした。</p> <p>さらに、国税及び県税ともに申告がない法人で、県の実態調査により申告義務があると判明したものについては、申告の徹底を図るため、積極的に税務署等（国税）に情報提供を行うなど、密接に連携を取ることでしている。</p>
<p>2. 固定資産税（償却資産）について、調査対象のうち一部に捕捉体制の不備が見られた。これらは捕捉漏れのリスクを高めており改善が望まれる。</p> <p>また、一部に捕捉漏れが見られ、直接的な課税漏れにつながっている。地押し調査・実地調査に当たっては事前の周到的な計画の下、細心の注意を払い実施する必要がある。</p>	<p>2. 固定資産税（償却資産）については、固定資産税（償却資産）事務レベルの全体としての平準化、さらに高度化を図るため、平成×年度から新たに「固定資産税（償却資産）基本計画」を策定し「実地調査要領」を大幅に改訂するとともに、職員体制の整備・充実及び研修会の充実等により、指摘事項も含めた固定資産税（償却資産）の課税の適正化に努めている。</p>

	<p>固定資産税（家屋）の地押し調査での捕捉漏れについては、指摘を踏まえ、幹事係長会、各種研修会や各区ヒアリングなどを通じて家屋見取図との照合など一層慎重に行うよう指導している。</p>
--	---

(3) 税の徴収は法令等に準拠して行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 「収納関係事務の手引き」など収納事務を行う上でのマニュアルが整備されているが、マニュアルの多くは、法令規則の解説や法的手続を進めるに当たっての手引書であり、これに加え滞納者との交渉を具体的に進めるに当たってのマニュアルの整備を進める必要がある。担当者の判断や経験に任されている部分についても一定の水準を保持した交渉を可能にし、また、収納事務に関する専門的能力を短時間で修得するためにも、より実践的なマニュアルの整備が必要である。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 納税交渉は滞納事案ごとの個別性に即した幅広い処理が求められることから、個々の事案すべてについて、納税交渉を具体的に進めるに当たってのマニュアルの作成は難しいため、担当者が個々の事案に対する滞納整理を図る中で、専門知識の修得と交渉力の質的向上が図れるよう、次の対策を講じることとした。</p> <p>① 指導課主査が各区の事案の処理状況について調査を行い、担当者と直接議論を重ねる中で、問題点の分析や効果的な交渉の進め方を提示する。2か月程度の後、進展が図れない事案を抽出し、処理経過に基づいて改めて検討を行い、処理方法について継続的に指導を重ねる。</p> <p>② 収納対策特別チームでの交渉事例や各区の事例について、事案処理に応用ができるものを集約し、陥りやすい問題点や有効な対策について事例研修会を実施する。</p> <p>③ 各区においても、収納事務精通者を中心に、事例検討会を定期的に実施する。</p> <p>④ 滞納者との納税交渉や財産調査等</p>

	<p>の処理を行ったものについては、日々、必ず決裁を行うこととし、処理内容について、企画主幹、課長代理、係長による指示、指導を徹底する。</p> <p>こうした対策を継続し、滞納整理事務を進めていく中で、全区的な交渉力の質的向上に取り組んでいる。</p>
<p>2. 固定資産税の状況の把握については差押え等の処分に取り組む時点で抵当権設定の状況等の調査を実施しているものが見受けられる。また、滞納者が〇〇市以外に所有する不動産については時価の調査が不十分な事例も見受けられた。滞納者の不動産の所有状況についての調査を更に充実させるとともに、不動産の抵当権設定の状況や時価の調査を進めることが必要である。</p>	<p>2. 平成×年度重点推進事項に基づき、不動産については抵当権設定の状況や時価の調査を迅速に進めている。また、優先する抵当権の私債権額が時価を上回っているケースが多く、不動産の差押えのみでは効果が少ないため、物件の利用状況等を把握し、有効な債権や取引口座の発見に努めるよう取組みを進めている。また、〇〇市以外にも不動産を所有している滞納者は、累積の高額滞納者であることが多く、収納対策特別チームに移管して、徹底した滞納整理を行っている。</p>

(4) 税の徴収は効率的に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 現在、本庁税務課及び県税事務所の間で行われている会議では、税務事務関係のノウハウの共有を行い、具体的な課税客体の把握方法や徴収業務の管理・監督者による進捗管理の方法について、情報交換を必ずしも十分に行っていない。そのため、県税事務所間で管理資料が異なっていた。今後は、県税事務所間の連絡会等を通じて、優れた手法を共有することにより効率的な課税事務を実施する必要がある。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 担当学会での実務上の情報交換を十分行うとともに、所長、次長の会議を適宜開催することとしている。具体的な課税客体の把握方法や業務の管理・監督者による進捗管理の方法等について、ノウハウの共有や方法の統一化を図り、公平で効率的な賦課徴収に努めている。特に、滞納整理の進行管理については、新たにシステムを構築し、平成×年×月から統一的方法によって行っている。</p>

<p>2. 累積滞納事案については、滞納整理の成果が生じるまでにある程度の期間を要するため、完結するまでに担当者が交替することが多く、結果として同一の滞納者に対して複数の担当者が納税交渉を行うこととなる。そのため、収納担当者間の引継ぎが重要であるが、引継ぎが十分に行われているとはいえない事例があった。過去の交渉過程の活用を計るため引継ぎの徹底をするとともに、記事カードの記載内容を充実した上で、当該カードを活用する必要がある。</p>	<p>2. 平成×年×月×日付け財政局長通達「平成×年度収納事務の運営について」により、滞納者との納税交渉及び財産調査等の都度、記事カードには的確に記録し、速やかに決裁することとし、また、滞納が長期にわたる場合は、滞納者との交渉状況・事務の進捗状況を担当者のみならず係全員が容易に把握できるように、一定時期ごとに交渉の経緯を簡潔に整理するよう通達し、全区的に取組みを進めている。</p> <p>また、完結までに長期間を要すると見込まれる事案については、「収納対策特別チーム」へ移管し、現在、集中して滞納整理を行っている。</p>
--	--

(5) 税の徴収は網羅的に行われており、公平性が確保されているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 個人県民税の賦課徴収権限は市町村に法定委任されているため、収入未済額を減少させ、徴収率を向上させるには、各市町の徴収率に依存せざるを得ない。いかに各市町の徴収率の向上を図るかが重要な課題となってくる。</p> <p>共同文書催告・共同臨戸徴収の実施状況、実施頻度、実施内容について、各県税事務所の間で格差が生じないように、本庁税務課若しくは事務所間連絡会議等により、各県税事務所間の調整を図り、統一的な施策を講じることが必要である。さらに、高額滞納者リストは、各市町すべてのものを入手し、滞納者の情報を十分に認識した上で、より有効な滞納整理措置や支援の取組みが必要である。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 個人県民税については、地域の現状を把握し、これに応じた対策を実施できるように、平成×年度から各事務所で、すべての市町から高額滞納者のリストを入手することにより徴収状況を把握し、市町との共同文書催告・共同臨戸徴収等の計画を立て、徴収確保に努めている。</p> <p>個人県民税の収入未済額は平成×年度決算で県税全体の約×%を占めており、その徴収確保が県税の収入未済額圧縮の鍵である。このため、平成×年度に、地方税法第48条による県の直接徴収を×町で実施したところであり、今後とも、滞納整理組合の実態を踏まえ、市町の意向も勘案しながら、市町等への支援策について、検討する。</p>

	<p>また、これまでも、市町等の税務職員に対し、差押えや捜索などの徴収実務研修を実施し、その知識・技術の向上を図っており、今後は、市町等と共同して差押えや公売を行うなど、なお一層、徴収対策に取り組むこととしている。</p>
<p>2. 滞納繰越分のうち 1,000 千円以上の滞納者については、高額滞納者として定義し、各県税事務所では重点的に徴収対策を検討している。高額滞納者については、滞納整理小票に記載した内容を、個々にその経過や今後の処理方針として別紙にまとめ、本庁税務課に報告している。当該資料に基づき、本庁税務課においても年3回、各県税事務所を回るなどして、高額滞納者の処理状況について協議している。</p> <p>県税に係る滞納者については、県税事務所が積極的に資産調査を進め、徴収、滞納処分の執行を迅速に進めるべきである。</p>	<p>2. 資産調査とそれに基づく滞納処分については、平成×年度から滞納発生から差押えに至る期間を半年程度にまで大幅に短縮することとし、差押え件数も平成×年度と比較して大幅に増加するなど、強制徴収を強化している。また、警察の協力を得て悪質滞納者に対する捜索を実施し、一定の成果を挙げている。</p> <p>高額滞納状況一覧については、各事務所の管理・監督者がその内容を把握し、各事案について必要な対策を指示するなど、滞納整理の進行管理に有効に活用することとしている。</p>

## 8. 地方公営企業

(1) 債権管理体制の整備は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 調査収入に係る代金回収に関し、遅延利息が発生しないよう請求書の日付を書き換えている事例等があった。請求書発行日等のチェック体制を整備する必要がある。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 調査収入に係る代金については、検査合格後速やかに、請求月日を明記した上で決裁を経て請求するなど、所定の手続を経て的確に請求するようチェック体制を整備し、早期回収に努めることとした。</p>

(2) 費用の支出内容は明確になっているか。

監査結果等	措置状況

<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 「業務推進費」とは、内規によると、「関係先に対する事業推進費及び指導連絡費用を処理する科目」とされている。その内容は、関係先との情報交換や交際を目的とするもの、本支所間の打合せ、職員に対する慰労及び内部の懇親に関連した支出であり、その支出承認は「支出（決定・報告）書」に基づき実施されている。当該支出の内容及び計上の根拠となる請求書等について、公社に關係資料の整理を求めたところ、支出範囲が不明確である、相手先及び目的が明示されていない、事前承認が行われていない、といった問題があった。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 業務推進費については、平成×年度に支出範囲の明確化、相手先及び目的の明示、事前承認の徹底を実施した。</p>
--	---

(3) 貸付金の管理体制の整備は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 従業員貸付金の中に、内規で定める返済期間を超えている案件がある。</p> <p>この原因としては、①貸付時に、返済額を先に決定し、返済期間がどれくらいになるかを確認していなかったこと、②途中で条件変更をし、返済額を減額したときに、返済期間がどれくらい延びるかを確認していなかったことが挙げられる。</p> <p>規則に従った返済期間となるように、貸付時及び貸付条件変更時に十分に確認する必要がある。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 従業員貸付金については、貸付実行と返済期日の確認を重点に内部審査等により牽制を図ることとしており、今後、適正な執行に努めていく。</p> <p>なお、返済期限を超えて貸し付けていた事案については、平成×年度に全額返済を受けた。</p>

(4) 特定目的の運用資産の必要性は適正に評価されているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p>	<p><b>「結果」</b></p>



<p>1. 会社が作成した貸借対照表上では、特定の財産を「運用資産」とし、流動資産及び固定資産から構成される「運用財産」と区分して管理している。</p> <p>運用資産として管理されている「〇〇整備資金運用預け金」については、その目的となる公社保有地の整備に係る〇〇整備費が長期間発生していないことから、運用財産として管理する必要がある。</p>	<p>1. 〇〇整備資金運用預け金については、平成×年×月×日に満期となったことから全額取り崩し、一般資金として管理することとした。</p>
---	--

(5) 委託先及び購入先の選定方法は適正か。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 会社の取引の一部について、内規に基づき、入札等により委託先及び購入先を決定しているが、結果として委託先等が特定の〇〇社に集中している。</p> <p>今後、更に有効かつ効率的な委託や購買が行われるよう、より幅広く取引相手方の選定方法を検討する必要がある。</p> <p>また、見積り合わせを十分に実施せずに契約している取引や、複数の見積書の金額が同額の場合において、決裁書上明確な理由の記載がないまま契約しているケースが散見されるので、その決定過程を文書として残す必要がある。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 取引相手の選定については、透明性・競争性を確保するため、平成×年度から見積先選定の根拠・理由等を明確にした上で、行うこととした。</p> <p>また、一定量及び一定額以上の資材購入については、入札参加資格申請をしている者、製造メーカーの一次代理店資格を有する者等から選定し、見積書を徴収することとした。</p>

(6) 固定資産の管理は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 固定資産の管理に当たって、以下のような問題点が見受けられた。</p> <p>① 定期的な実査が行われていない。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 定期実査については、管理規約に基づき内部審査を実施することとした。</p> <p>固定資産については、管理番号プレ</p>

<p>② 管理番号が付されていない資産がある。</p> <p>③ 現物管理と台帳管理が一致していないものがある。</p> <p>④ 部品等の貯蔵品については、帳簿管理は行われているが、在庫管理担当者が出勤中は倉庫の入り口が開放されているため、倉庫への出入りが自由な状態にあった。</p> <p>公社の事業にとって重要な財産である有形固定資産を保全するために、以下のように改善する必要がある。</p> <p>① 有形固定資産及びリース資産について定期的に実査を行う。</p> <p>② 一部の資産だけではなく、資産計上されているすべての資産について、台帳上の管理番号を付すようにする。</p> <p>③ 現物の保管場所と、台帳上の管理場所を一致させる。</p> <p>④ 倉庫の出入りについては、在庫管理担当者等一部の担当者しか出入りできないようにするとともに（物理的遮断）、在庫の入出庫作業を行う担当者と、台帳記帳や棚卸しを行う担当者とを分ける（内部統制の構築）。</p>	<p>ートを貼付し、現物と台帳との点検を実施するとともに台帳を本所で一括整備し、その写しを現場の保管場所に備えることとした。倉庫については、常時施錠することとし、入出庫作業担当者と台帳記帳担当者を分けて選定した。</p>
--	--

(7) 間接経費の配賦計算は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 農用地開発整備事業費用は、直接原価としての草地開発事業費耕地整備事業費及び土層改良事業費間接原価としての工事管理費、調査受託事業費、機械事業損失及び共通管理費から構成さ</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 工事ごとの間接原価の配賦方法については、平成×年度中に間接管理費の適切な配賦基準を設定し、配賦計算することとしている。</p> <p>また、配賦基準の設定に当たっては、</p>

<p>れるが、このうち受注した工事ごとに原価が集計されているのは直接原価のみである。すなわち、直接原価については原価計算が実施されているが、間接原価については支所別の発生額が認識されているのみである。</p> <p>したがって、現状では受注した工事ごとの損益を把握できないため、今後は適切な配賦基準を定めた上で、間接原価についても配賦計算を検討する必要がある。更にいえば、農用地開発整備事業のうち、直営事業は農村施設整備事業等から直営施工として自社に発注された事業であり、外部から発注された受託事業の場合とでは、両者の原価は適正に区分計算されなければならない。そのためには間接原価を含めて受注した工事ごとの原価計算が必要である。</p>	<p>直営事業と受託事業の区分についても検討し、工事ごとに原価計算を行うこととしている。</p>
--	--

(8) 事業計画の見直しは適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. ○○発電所建設計画に係る建設仮勘定について正常流量が決定していない段階では、同発電所の発電電力量も確定できないため、その収益性及び公益性の判断もできない状況にある。正常流量が決定される「○○川水系河川整備基本方針」が策定され次第、同発電所建設計画の見直しを行い、建設計画の続行又は中止を速やかに決定すべきと考える。</p> <p>もしも、建設計画が中止となった場合には、同発電所建設準備口として計上されている建設仮勘定×百万円に</p>	<p>「結果」</p> <p>1. ○○発電所については、平成×年×月に「○○川水系河川整備基本方針」が策定され、発電に使用できる水量が制限されたことから、その経済性が当初計画より低下することとなった。このため、関係機関で構成する「○○電気事業調整会議」の意見なども伺い、○○発電所建設計画を中止することを決定し、同発電所の建設仮勘定×百万円については、平成×年度において特別損失として処理した。</p>

は、資産性が認められなくなるため、中止が確定した年度において特別損失として全額費用処理することが必要である。	
--	--

(9) 出先機関での支払事務は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「意見」</p> <p>1. 経費の圧縮が不可避となっている状況の下では、事務処理の効率化が緊急の課題である。既に平成×年度において監査委員の検討事項とされているが、事務の効率化の観点から改善が望まれる。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 管理事務所の支払事務については、平成×年度から事務所支払を本局支払とし、事務の効率化を進めた。</p>

## 9. 道路・道路公社

(1) 契約の方式決定及び相手方の選定は適法かつ妥当であるか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 物品の購入を分割して相見積りを回避した取引事例があるが、不適切なので改められるべきである。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年度においては、規程上相見積りの必要な×万円以上の物品の購入に当たり、相見積りをせずに物品を購入した事例が数件あった。平成×年度からは改善しており、今後とも適正な処理に努める。</p>
<p>「意見」</p> <p>1. 本件の指名競争入札では、競争原理が働いているか疑問である。競争原理を働かせるため、より競争性の高い一般競争入札又は公募型指名競争入札の導入を検討すべきである。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. (維持補修工事の入札) 維持補修工事は、道路に陥没ができた場合などに、事故を防ぐために迅速な補修等の対応が求められるため、現場に近接した一定地域から機動力のある業者を指名する必要がある。このため、一般競争入札や公募型指名競争入札の導入は難しいと考えているが、指摘を踏まえ、試行的に指名業者数を増</p>

	<p>やすこととし、競争性をより高めるよう取り組んでいる。</p> <p>(路面清掃業務の入札)</p> <p>道路上では、人力作業では除去不可能な種々の塵芥が含まれており、また処理すべき塵芥量が非常に多い状況下にある。また、路面清掃業務は一般交通下においての作業となるため、作業に際しては、相当の安全性能や効率性能及び迅速性能が要求される。したがって、効果的に道路清掃作業を行い、もって安全で快適な道路交通を確保するためには、路面清掃車による道路機械清掃が必要であり、発注業者についても、路面清掃車や散水車等の特殊車両の保有や運転技術者の確保など、一定の条件を満たすことが要求される。</p> <p>これらの条件を満たしている業者は、〇〇府内では現在×社であり、より競争性を高めることには一定の限界があると考えられるが、包括外部監査の指摘を踏まえ、〇〇府内を南北の2ブロックに分割し、指名に当たっては、発注現場のあるブロック内の全業者を指名することとした（南部ブロック：×社、北部ブロック：×社）。これによって、指名機会の増を図った。</p> <p>また、〇〇府では、当業務を含め、新たに施設管理委託業務を中心とした請負契約業務の入札参加審査制度を設け、平成×年度より実施するに当たり、入札参加資格申請受付を平成×年×月より開始している。</p>
<p>2. 随意契約については、契約相手が偏りがちで〇〇府に不利となるおそれがある。随意契約によることを最小限に</p>	<p>2. 府民の安全と安心を守り、将来にわたり良好な施設を引き継いでいくため、平成×年×月に「維持管理アクシ</p>

<p>すべきことは当然であるとともに、随意契約による場合には見積書の作成を慎重にさせ、これに記載された金額の信頼性を高めるための工夫が必要である。</p>	<p>ョンプログラム (案)」を策定し、厳しい財政状況における維持管理の行動指針を定めた。</p> <p>今後は、これまで舗装・主要橋梁等の施設を対象として行ってきた将来の維持管理費や更新費の試算の精度を高めるため、同プログラム (案) に基づき、現況施設の点検・診断を効率的に実施し維持管理に関するデータの充実に取り組むとともに、将来の維持管理投資額と維持管理水準やライフサイクルコスト等との関係の定量的な把握を試みるなど、将来の維持管理のあり方について検討を行い、これらを踏まえて平成×年度を目処に「中期保全計画」を策定する。</p> <p>また、道路の新設・改良に当たっても、最小限の維持管理で最大限の長寿命化が可能となる構造を検討し、ライフサイクルコストの縮減を図っている。</p>
---	---

(2) 施設の収入及び管理運営コストは適切に集計されているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 有料道路別に損益が集計されているが、直課されている損益項目を除いて、配賦処理に際して明確な基準がない。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年×月に「一般管理費等の配賦基準」を作成し、直課項目以外の事務的経費（本社経費等の共通経費）については、管理事業では料金収入の、受託事業では受託収入額の按分で配賦するようにした。平成×年度決算からはこの基準により処理している。</p>
<p>2. ○○大橋道路料金収入の中に○○公団に係る道路料金収入を含んでおり、売上を正しく表現した会計処理とはいえない。</p>	<p>2. ○○公団の管理区間と当社の管理区間との間を連続して通行する車両については、当会社が管理する○○料金所において、両管理区間に係る通行料</p>

	<p>金を併せて徴収している。当公社で一体徴収した通行料金は、双方に収入配分することとしたが、収入配分率の協議が整わなかったため、平成×年度決算は〇〇道路料金収入の中に〇〇公団に係る道路料金収入を計上したままで、〇〇公団へは雑支出として処理したことが、結果として不適切な会計処理となった。平成×年×月に〇〇公団との間で収入配分率に関する協定が成立したので、平成×年度以降は〇〇道路料金収入の中に〇〇公団に係る道路料金収入を含むことはなくなり、指摘事項は解消されている。</p>
--	--

(3) 金券類の管理は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 払戻しにより回収された回数券が適時に廃棄されていない。また、販売委託先在庫の期末残高が未確認である。この点改められるべきである。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 払戻し回数券については、受付年月日、券種及び券の番号等を記載した整理簿を作成し、現金同様に金庫に保管し、1年に2回程度裁断処理をしていた。しかし、長期保管は好ましくないため、平成×年×月からは、即時廃棄により処理している。</p> <p>回数券の販売委託先の回数券については、平成×年度末において保管預かり証明書の提出を求めた。今後とも回数券の適正な管理の徹底に努める。</p>

(4) 時間外勤務手当の算定や支給手続は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 時間外勤務の事前承認が書面上なされず事後報告での承認となっている。また、同申請書の記載内容についても</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 従前は事前の上司に対する申請又は上司による指示を口頭で行ってきたが、平成×年×月からは書面により事</p>

改善を要する。	前承認を行っている。勤務内容の記載についても、時間外勤務の申請又は指示を行う都度、書面に勤務内容を具体的に記入している。
---------	--

## 10. 財政援助団体

(1) 公益法人の目的は十分に遂行されているか。

監査結果等	措置状況
<p>「意見」</p> <p>1. 公益性の高い業務について、人員不足等により一部受託申込みを断らざるを得ない状況が見受けられる。公益法人の目的を十分に果たすため、公益性の高い業務を優先して行う等の措置を講ずる必要がある。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 平成×年×月より、支援業務を一元的に管理・掌握するため、支援業務受付担当を配置し、公益性の有無を判断している。また、平成×年×月の組織改正により企画調整担当を配置し、企画調整会議に諮るなど、公益性の高い業務を優先的に行うよう努めている。</p>

(2) 理事会の運営は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 第×回理事会（書面表決によっている）について、議事録が作成されていない。</p> <p>理事会議事録は開催の都度作成し、理事会での決議や報告を明らかにする必要がある。そして、秩序整然と適時に保存し、重要事項の意思決定過程等について、当該理事会の議事録を通して確認できるようにしなければならない。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年度第×回理事会以降、すべての理事会開催の都度、議事録を作成している。</p>
<p>2. 理事会は×回開催され、そのうち会議形式が×回で、残り×回は「書面表決」であったが、全部につき理事会議事録が作成されていた。しかし、会議形式の理事会に書面表決書及び委任状は提出されているが、本人が出席して</p>	<p>2. 平成×年×月の予算理事会からは、本人が出席できない場合は、代理者の出席を依頼している。</p>



<p>いないケースが多い。</p> <p>現在、理事は各種関係団体の代表者が就任しているが、本人が出席できない場合は代理人が出席して、財団の業務執行状況を確認し、さらに情報交換等を行うべきと考えられる。</p>	
---	--

(3) 予算の作成・執行は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. ○○運営費（受託契約）の修繕料について、予算額超過分を事務局費（補助金）の修繕料で処理しているが、支出額が予算を超過する場合は、同一の事業の区分において予算流用処理をすることが必要である。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 一事業特有の支出については、同一事業内の予算で対応することとし、事務局費は事務局運営並びに間接経費に限るよう、今後の予算執行に留意する。</p>
<p>2. ○○事業は、県から委託された新規事業であった。しかし、年度の途中においてこの事業は県の○○課が担当することに変更されたが、予算は団体で執行されていた。この変更について、県所轄部署との文書による事業移管の証拠を求めたところ、明確になっていなかった。今後、事業移管については、県所轄部署と団体の間で文書等により明確にする必要がある。</p>	<p>2. 今後、事業移管については、委託契約書、補助金交付要綱などで明確に区分することとした。</p>
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 団体内部での予算作成資料について、どの部署の誰が責任を持って作成したものなのか明確になっていない。予算作成のプロセスは重要であり、作成部署、作成者名等を明記することにより、関連した事情、状況、背景等の情報を後日調査する場合等に有効と考えられる。</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 予算に関連して作成された資料への作成部署、作成者氏名の明記について、平成×年×月、各○○に周知徹底を図った。</p>

(4) 経理処理は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 収支計算書上で計上誤りや計上漏れがあるため、修正が必要である。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 税理士の月次チェックに加え、外部の会計専門家に会計診断を依頼し、外部からの会計チェック体制の強化を図った。また、適正な会計事務処理の周知徹底を図り、審査体制の強化に努めている。</p> <p>なお、平成×年度から新たに導入した財務会計システムで、予算額・執行済額管理によるチェック機能を持たせ、計上漏れ等がないようにした。</p>
<p>2. 仕訳伝票を閲覧した結果、承認印が省略されていた。これは、調書（収入金調書・支出金調書等）に仕訳が記載されており、当該調書上の仕訳において出納員（事務局長）の承認がなされているためであった。</p> <p>仕訳自体の承認は、調書への承認で代替できると考えることもできるが、会計システムへの入力の際の原始資料たる仕訳伝票において承認がなされることが望ましい。なお、規程も「仕訳伝票にて承認を得ること」となっている。また、仕訳伝票に入力チェック印を付すことが必要である。</p>	<p>2. 平成×年×月×日から、仕訳伝票において承認印を押すこととした。また、「〇〇規程」（旧規程）では、調書（収入金調書・支出金調書等）に係る記述がなく、仕訳伝票による決裁を行う旨の解釈がなされていたので、平成×年×月×日から「〇〇規程」（新規程）を制定し、調書（収入金調書・支出金調書等）に係る規定を新たに整備し、調書決裁における出納役による承認及び出納担当者による仕訳確認を行うこととした。</p>
<p>3. 「収入金調書兼収入伝票」、「支出金調書兼支出伝票」など決裁用の稟議書と仕訳伝票が一票になっていることから、仕訳伝票として日付順に整理し難いなど網羅性に欠ける場合がある。したがって、例えば、コンピュータ入力時にこれら伝票にコンピュータ上の伝票番号（自動連番）を記載し、その順番にファイルすることにより仕訳伝票</p>	<p>3. 決裁用書類と一票になっている仕訳伝票については、コンピュータ入力の順に番号を付して整理し保管することで、会計取引や事業活動の記録に網羅性を確保するよう、平成×年×月、各〇〇に周知徹底を図った。</p> <p>また、仕訳伝票には、会計取引日やコンピュータ入力日などの情報の付記を確実に実施するよう、併せて徹底を</p>

<p>としての網羅性を確保するよう改善が求められる。これにより総勘定元帳から仕訳伝票へのトレースが明確になると思われる。</p> <p>なお、仕訳伝票には、会計取引日のほかに入力日と入力者の処理済印を押すことが望まれる。</p>	<p>図った。</p>
<p>4. 財団は過去に統合をしていることから、経理事務も過去の財団ごとに分けて実施されていると考えられる。しかし、当該財団の規模から考えるとそれぞれ部門の業務に限定して事務を行うことは合理的と思われない。また、統合の趣旨から考えても経理事務の合理化が達成されていないともいえる。業務の統一化を図り、効率化する必要があると思われる。</p>	<p>4. 平成×年×月×日付けで事務分掌を改め、業務の統一化を図った。</p>
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 財団本部への経費の報告体制について、支出内容を適時に、かつ台帳又は領収書・請求書のコピーの添付等詳細な内容を報告する必要がある。また、支出の伺いについて、物品の取得等一定以上の金額についての権限は本部決裁として規定することが望まれる。</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 平成×年×月に〇〇センターの会計処理基準を作成し、経費の報告については、本部で適宜把握できる体制を整備した。</p>

(5) 現金預金の管理は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 平成×年度末の保管金（受託商品の売上金）が1か月分金庫に保管されており、帳簿上計上されていないため、日々の保管金を銀行口座へ入金する必要がある。また、年度末に保有する現金は帳簿上、現金として計上することが必要である。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 平成×年×月に〇〇会計処理基準を制定し、平成×年度決算において、適切に事業収入を計上するとともに、貸借科目についても遺漏なく会計処理を行った。</p>

<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 現金の過不足の処理について、年度末付近の経費として計上している。現金過不足は日々把握し、実際の経費と区別して処理する必要がある。</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 平成×年×月に〇〇センターの会計処理基準を作成するとともに、平成×年度決算から、差異を現金の過不足として認識するよう適切に会計処理を行った。</p>
<p>2. 特定積立預金の内容に不明確なものがあるため、内容を再確認し、正しく処理する必要がある。</p>	<p>2. 特定積立預金の内容を明示するとともに、計画的な執行となるようプランを策定し、平成×年×月に開催した理事会に諮り、明確にした。また、一部の積立預金を取り崩し、平成×年度の財源に充当した。</p>

(6) 固定資産の管理は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 〇〇規則第×条の×に規定された物品の現物実査が行われていない事例が見受けられたため、確実に実施する必要がある。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 〇〇規則に基づいた物品の現物実査の確実な実施について、平成×年×月、各中間機構（県の外郭団体のうち、県の出資・出捐割合が25%以上あり、かつ、特に県と密接な関係のある×団体。平成×年度包括外部監査の対象となった×団体はすべて含まれる。）に周知徹底を図るとともに、平成×年×月、会計事務担当者研修会で現物実査の必要性について説明を行った。</p>
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 現物管理を目的としたリース資産台帳が作成されていない。資産管理の観点からは、リース資産についても現物管理を行う必要がある、保有資産と同様に管理台帳を整備して、定期的に現物実査を行う必要がある。</p> <p>また、県の建物附帯設備（工事費に含まれている備品であり、県の備品台帳には記載されていない。）についても</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 平成×年度中にリース資産台帳を整備し、定期的に現物実査を行っている。</p> <p>また、県から運営管理を受託している建物附帯設備についても、管理台帳を作成し管理している。</p>

管理台帳の作成と実際の資産管理が必要である。	
2. ○○事業に係る長期修繕計画が策定されていない。長期の損益計画や収支計画の精緻化及び計画的な修繕実施による修繕費の節減のためにも長期修繕計画を立てることを検討されたい。	2. 適切な維持管理を目的とした×年間の長期維持修繕・更新計画を平成×年度に策定した。

(7) 基金の管理は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「意見」</p> <p>1. 特別基金について、規程上、目的や運用益の使途等が定められているものの、具体的な事項については明示されていないため、基金の目的、財源を明確にした事業展開を図ることが必要である。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. ○○基金の要綱を作成し、県民協働の視点で事業を展開する方針を明確にした。</p>

(8) 未払金の処理は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年度末の負担金残額は、平成×年度に県に返還されているが、決算において未払金として計上することが必要である。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年度決算においては、確定執行額の把握に努め、本部及び○○事務所の負担金残高を未払金計上した。</p>

(9) 引当金の処理は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年度末に破産宣告された会社について、当該年度に延滞債権への分類及び貸倒引当金の設定がなされていないため、延滞債権への債権の評価に関しては、広範かつ早期に情報を入手して貸倒引当金を計上し、決算書に反映させる必要がある。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 民間信用調査機関の情報誌等により、早期の情報把握に努める。平成×年度決算において債権の評価を再確認し、貸倒引当金を計上した。</p>

<p>「意見」</p> <p>1. 退職給与引当金の計上基準が期末自己都合要支給額の×%であるため、100%を引当計上することが望まれる。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 平成×年度末時点で期末自己都合要支給額の100%の引当金計上となるよう対処する。</p>
<p>2. ○○引当金の設定根拠が明確でないため、整理する必要がある。</p>	<p>2. 平成×年度補正予算において、前年度までの引当預金を収入予算に組み入れ、整理した。</p>

(10) 事業成果の測定は適正に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. ○○会館の総利用人数の集計方法について、○○ホール等の貸館を利用した人は、○○展示室、○○プラザなど貸館以外の施設も利用するとの前提で人数が計算されている。</p> <p>団体内部において総利用者の傾向を測定するために使用するデータであるならば問題ないが、実際の利用人数より過大に集計されることから、現状の正しい利用状況を示しているとはいえない。</p> <p>利用人数はできる限り正しく集計すべきであり、また、団体の事業評価に利用することが期待されることから、実際の利用者を正確に把握することができるよう改善が求められる。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 貸館以外の施設である○○展示室及び○○プラザ等の利用人員の算定方法については、定時の目算及び施設管理者の報告数値による集計も行うなど、施設の利用実態に即した集計方法を採用して、利用人員のより正確な把握に努めることとした。</p>
<p>「意見」</p> <p>1. 広報効果を効果的に測定する手法の確立が望まれる。また、県民ニーズや社会情勢の変化に十分対応し、県民の意見を積極的に取り入れた広報活動を行うことが必要である。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 県と連携し、県民の意見を積極的に取り入れた広報活動を実施している。</p> <p>具体的には、平成×年×月に県政モニターへのアンケートを実施するとともに、○○評価員制度による意見聴取など、広報効果の検証を行っている。</p> <p>また、平成×年度から県民の生の声を迅速に県政に反映させるため、イン</p>

	ターネットを活用したメールマガジンを発行するなど、県民との双方向・対話型の広報システムの構築に努めている。
2. 定量的な指標や定性的な情報収集により事業成果の測定を行い、結果を文書で残す必要がある。また、この結果を各事業の目的適合性、効率性等の説明の根拠にする必要がある。	2. 催事参加者数や施設利用者数等の動向を測定するとともに、必要に応じアンケート調査等を実施し、事業効果の分析を行い、結果を理事会に報告した。
3. 事業実績報告書において、利用実績は記載されているが、当初どのくらいの利用を目標としているのかは記載されていない。どのくらいの稼働率を目標とするのか計画し、稼働率を増加させるインセンティブを確保することが求められる。	3. 平成×年度の目標数値を平成×年度内に設定し、理事会に諮るとともに、目標数値と実績数値とを比較したものを平成×年度の事業報告書に記載することとし、稼働率を増加させるインセンティブを確保するようにした。

## 11. 補助金・負担金

(1) 補助対象の選定は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 補助金等の交付対象としている補助事業が、「補助金交付要綱」と交付申請書及び実績報告書等では異なっていた。補助対象事業の範囲に関する考え方が相違しており、補助金の性格自体が異なってしまうので一致させるべきである。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 平成×年度からは、「補助金交付要綱」の補助対象事業の内容と交付申請書及び実績報告書等の内容を一致させ、事業費補助として一連の手続を行った。</p>
<p>2. 補助対象団体の運営は自主財源による割合が高く、自助努力により運営するよう促すべきであり、当該補助金制度は廃止すべきである。</p>	<p>2. 運営費補助制度を廃止し、個別事業に対する事業費補助へ転換することとした。</p>
<p>3. ○○事業費補助金の事業者において、明確な目的のない引当金の繰入れや余剰資金の保有があり、当該補助金が不要又は縮減が可能な状況にある。県は</p>	<p>3. 指摘のあった引当金については、社団法人○○協会に対してその必要性を検討するよう指導した。その結果、協会内で引当金の取扱いについて見直し</p>

<p>事業者の財政状況を十分に査定し、補助金支出の要否を再検討すべきである。</p>	<p>を行い、商品陳列棚引当金及び会館建設資金引当金については、計上を取り止め、取崩しの上、引当て不足となっている退職給与引当金に平成×年×月に充当された。また、物産振興引当金は、首都圏での直営の販売拠点整備が予定されていること等を踏まえ、県産品の需要開拓、販路拡大等を図るための事業資金として5年間を目標に総額×千円を計上することとされた。なお、補助金については、平成×年度に対前年比×%減額した。今後とも協会の財務状況等を検討し、金額及び支出の要否を検討していくこととした。</p>
<p>4. 平成×年度より留学支援の補助金予算を計上しているが、ここ数年以上補助金の交付実績がない。枠的に措置する補助金で、予算消化率の低いものは、廃止又は予算額の削減を図ることが要求されているところでもあり、制度そのものの見直し又は廃止を検討すべきである。</p>	<p>4. 従来の制度では、留学した上、さらに単位取得を必要条件としていたが、平成×年度からは、提携先大学の短期留学プログラムに参加した場合に補助対象事業にする等、制度の見直しを行った。</p>
<p>「意見」</p> <p>1. 負担金が、それぞれ別な負担金として協議会及び複数地区の地区推進委員会に対し直接的に交付されているが、協議会と地区推進委員会の組織の位置付けなどから、各地区推進委員会への負担金は協議会を通しての間接補助が自然の形と考えられる。</p>	<p>「意見」</p> <p>1. 負担金の取扱いについては、従来の協議会及び各地区推進委員会への個別交付から、協議会へ一括交付し、その後、協議会から各地区推進委員会へ配布する方法へ平成×年度から改善した。</p>
<p>2. 補助金の事業のあり方及び補助額について再検討すべき時期に来ているものも見受けられ、特に少額補助も少なくない。</p> <p>〇〇県の事務負担等を考慮すると統廃合も検討されるべきである。</p>	<p>2. 〇〇補助金は、平成×年度限りで廃止することとした。〇〇補助金に関しては、所管・実施主体を統一し、委託事業として再編成するとともに既存の類似事業と統合し、経済性、効率性を図った。</p>



<p>3. 県は補助金に対して「総額抑制」の方針を採っているが、この場合、一律のマイナスシーリングは真の補助金圧縮対策とはならず、補助効果の絞り込みにより、メリハリをつけた補助事業の整理が重要と思われる。重点補助事業には十分応え、不要、不急のものは補助事業を取り止める方針が必要である。</p>	<p>3. 平成×年度当初予算編成から、事業の終期設定や事務事業の見直し等によって補助事業の整理を行う一方で、重点事業枠を別枠として設定するなどして、緊急度、優先度の高い補助事業へのシフトを図った。</p>
---	---

(2) 補助金の申請、決定、交付等の手続等は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. ○○市は、土地改良区が行う市街化区域内及び市街化区域外の用水路改修等の経費の一部に対して補助金を交付している。○○市が補助金交付の決定を○○土地改良区等に通知した、補助金等交付決定通知書による日付より、土地改良区等が実際に工事を行う業者と工事の契約を締結した日付が前になっており、補助金交付決定が行われる前に、工事契約の締結が行われていた。当該補助金は、事業費補助的な補助金であり、必要があると認める場合は条件を付したりして、施工者は補助金交付の決定の通知を受けた後にこれを踏まえて工事の契約をすべきである。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 平成×年度からは、補助金交付前の着工については、「補助金交付要綱」に基づき、指令前着手届けを提出するよう指導、改善した。</p>
<p>2. 補助金等交付申請書による建設工事の工事費の支払時期と、実際の支払時期が相違している。支払時期は工事請負契約書に記載されており交付申請書の添付資料にもなっていることから、○○市としては交付申請時に確認している以上、補助事業の推進と併せて事務指導を徹底し、適切な事務執行を行</p>	<p>2. 平成×年度から事業主体に対し、適切な事務執行を行うよう指導した。</p>

うよう事業主体を指導すべきである。	
<b>「意見」</b> 1. 事業主体が作成し市に提出する収支予算書は、補助対象事業全体のうち、市町村の負担比率（×％）だけを抽出し予算書として作成しているが、本来は補助対象事業全体の収支を報告すべきである。	<b>「意見」</b> 1. 平成×年度から、収支予算書については事業費の全体額を記載するよう改めさせた。

(3) 補助金の算定、交付時期等は適切か。

監査結果等	措置状況
<b>「結果」</b> 1. ○○事業の補助金について県負担額算出の具体的な基準が文書化されていない。現状で対応できる内容で文書化し、基準を明らかにしておくべきである。	<b>「結果」</b> 1. 補助対象経費と補助率を○○補助金交付要綱に明記し、補助金申請書の添付書類である予算書とその内訳科目ごとに記載するよう指導し、平成×年度交付申請から内訳ごとに記載された。
2. ○○事業補助金の概算払いについて、概算払いされた補助金の一部（×万円）が事業閉鎖による補助取消し後、回収不能となったケースが生じている。概算払いの場合には、事業者の状況を充分理解した上で、確実な対応を図る必要がある。	2. 概算払いについては、経営体の状況を実に把握するため、事前に補助対象者に対する対面ヒアリングや現地調査を実施することとした。
3. 県立大学室担当の○○大学研究費補助金の算出について、総枠算出、定額配分方式といわれる方法が取られてきているが、個々の研究者の必要研究費の積上げを基本とする方法に早急に転換すべきである。	3. 平成×年度当初予算の編成から、従来の定額割当て方式を各研究者からの積上げに基づく算定方式に改めて予算要求を行った。また、平成×年度の予算配分に当たっては、各学部予算委員会において、各研究者の実績や計画内容を加味して、より効果的な配分を行う方法に段階的に移行する予定となっている。なお、研究費の総枠については、今後5か年で段階的に補正を行う。
<b>「意見」</b> 1. ○○県から市町村並びに社団法人又	<b>「意見」</b> 1. 従来の人口区分による基準を改め、

<p>は協同組合（以下「市町村社協等」という。）への〇〇福祉センター人権擁護事業補助金については、市町村社協等への補助金の配分金額につき、現状では人口区分に応じて5段階に分けて支出されている。ある市においては、権利擁護事業としての「福祉サービス利用援助契約」の締結数が0件であるのに対して、別の市においては13件となっている。</p> <p>本事業は事業規模が大きく、補助金額が多額であることもあり、実績を無視して一律に人口区分のみを基準にして補助金額を決定するのは是正すべきである。</p> <p>今後は実績に応じた形にすることを考慮し、市町村社協等への説明を行う等により具体的な検討を開始することが望まれる。</p>	<p>地域の実情に応じた補助金配分とすべく、実績配分型を導入した。</p>
--	---------------------------------------

(4) 補助金の実績報告を正しく受けているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 補助金の交付対象となった補助事業者は、心身障害児小規模通園事業以外にも健常児を対象にした保育園事業も実施している。補助事業等実績報告書に添付されている収入支出決算書は、当該補助金の対象となる心身障害児小規模通園事業だけの収入・支出が報告されているが、事業全体の収入支出決算書の提出が行われていないので、二つの会計区分間で共通経費等の適切な按分が行われているか提出書類からは推定できない。事業全体の決算書の提出を要求し、さらに実施している事業</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 事業全体の決算書及び事業別内訳書の添付を平成×年度から実施した。また、同年度に複数の事業に係る経費についての按分基準や経理基準、保護者負担金について明文化して、収入区分の明瞭性を図るよう指導し、それに基づいて区分した経理を実施したことを、申請書及び実績報告書で確認した。</p>

<p>別の収支内訳書を添付させることにより事業別の収支を把握すべきである。また、複数の事業に共通に発生する経費は、床面積、従事割合等により按分し、每期継続的に使用する必要があるため、按分基準や経理基準は文書化し保存すべきである。</p>	
<p>2. 事務費補助金（概算払い）では、申請時に収支見込みの提出を受けただけで、事業年度終了後の確定した収支決算書を入手していない。今後は、事業年度末までの決算見込みだけでなく、確定した収支計算書についても入手すべきである。</p>	<p>2. 平成×年度からは、各法人の決算理事会終了後に確定した収支決算書を入手している。</p>
<p>3. 平成×年度の実績報告の収支精算書に記載されている本年度精算額は、予算書の本年度予算額と同額であり実績の報告ではない。当該事業の補助対象年度決算が終了していないためとのことであるが、決算作業を早急に終了するように指導するとともに、再度実績に基づいた収支精算書の提出を要求すべきである。</p>	<p>3. 平成×年度から、実績報告に係る収支精算書についても実績に基づいた精算額を記載するよう改めさせた。</p>
<p><b>「意見」</b></p> <p>1. ○○市私立保育園連絡協議会は、補助金の支給を受ける私立保育園から収支予算書を入手し、事業が終了すると収支決算書を入手する。ただし、入手した収支決算書には、収入と支出が同額で繰越金がないものや、予算額と決算額が同じ保育園があり、会計帳簿から集計したとは到底思えない収支決算書が見受けられた。補助金が、協議会を通して各園に交付されるという間接補助ではあるが、実質的には運営費の一部を助成しているという性格を有す</p>	<p><b>「意見」</b></p> <p>1. 平成×年×月×日に開催された平成×年度の○○市私立保育園連絡協議会総会において、市からの各園に対する注意事項として、補助金交付に伴い協議会へ提出する収支決算書の記入に当たっては、①確定申告書をベースに記載するなど実態に即した内容とすること、②決算書を千円単位で端数処理しないこと、などにより決算書類の信憑性を高めるよう指導改善した。</p> <p>これにより、4月から3月までの収支内容が記載されるとともに、決算書</p>

<p>ることから、市は各園から提出される「補助金等収支決算書」に正確性を期すよう指導する必要がある。</p> <p>〇〇市私立保育園連絡協議会に加盟する私立保育園は個人立の保育園がほとんどであり、所得税の確定申告を実施していると思われることから、例えば、その内容を基に収支決算書の内容を記載するよう指導することなどを通して、収支決算書に信憑性を持たせるような方策を講じる必要があると考える。</p>	<p>においては千円単位の端数処理がなく なり、信憑性が高まった。</p>
---	---

(5) 補助交付団体への指導・監督は適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 事業年度末又は事業終了後に各種団体又は補助事業の決算収支の残をゼロにすることや次期繰越金を減少させる等、あるいは次年度の使用を目的としたと思われる事務用消耗品等の購入がある。</p> <p>基本的には当年度に使用するものを当年度に購入することとし、明らかに次年度以降に使用するものについては次年度の予算により購入することを徹底すべきである。特定の事業に対する補助金等については、事業終了後の余剰金については精算（戻入れ）の考え方を徹底すべきである。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 市長から各部局長宛に通知した「平成×年度予算執行方針について」（通知）により、指摘事項について措置を講じる等、適正な事務の執行に努めるよう指示した。</p> <p>また、財務部長から各部局長に通知した「平成×年度包括外部監査の結果に関する報告及び意見について」（通知）により、補助金及び負担金の取扱いについて指摘事項に留意し措置するよう通知し事務改善した。</p>
<p>2. 〇〇市観光協会が支出している事業補助金等のうち、単年度事業と認識される事業に対するものについても、繰越金の発生したもので精算（戻入れ）されていないものがある。観光祭り等、結果的に事業が継続的に行われたとし</p>	<p>2. 〇〇市観光協会が支出している補助金のうち、単年度事業に対する補助金で繰越金が発生した事業については、精算を徹底するようにした。</p>

<p>ても、実行委員会は単年度で組織されており、交付された補助金は運営補助金ではないこと及び補助金等の本来的目的は、「助長」「奨励」であることから、自己財源を繰り越すという考え方も本来的でないと考えられる。</p>	
<p>3. 補助対象事業者主催行事の収支決算の中で、会議費として支出されている食糧費について会議の実体等から考えて不適切と認められる支出があった。</p>	<p>3. 平成×年度からは、食糧費の見直しをするとともに、適切に支出するよう指導した。</p>
<p>4. 補助対象事業に展示する作品の参加賞用記念品としてクオカード×枚を作成したが、実質的に金券であるにもかかわらず「受払簿」も作成していなかった。残についても転用がきかないデザインのため今後公民館の関連行事で使用の予定とのことであるが、受払簿を作成の上、適正に使用することが必要である。</p>	<p>4. 記念品については、平成×年度から受払簿を作成し、適正に管理している。</p>
<p>5. 施設整備補助対象事業者の施設整備の入札が指名競争入札で行われていたが、指名競争入札の要件を具備しているか疑わしい例があった。 指名競争入札が認められる具体的な要件について、より一層、法人へ指導すべきである。</p>	<p>5. 補助対象事業者に対する入札に関する事務通達を作成し、施設整備に係る契約事務については、一般競争入札によるものとし、平成×年度に施設整備を予定する法人に周知・徹底した。</p>
<p>6. 事業者が土地を取得した場合の借入金利子に対する補助金について、当該土地の売却が進まないことが交付額の増加を招いている。県は事業者に対し、事業遂行に当たって合理的な計画を策定し、売却が円滑に行われるように土地の取得を行うよう指導すべきである。</p>	<p>6. 会社に対し、買入以前に売り手・買い手間の土地利用調整を十分に実施し、昨今の農業情勢を勘案し、取得後は即時に売り渡す方式を採りながら利子助成（補助金）の軽減を図るとともに、長期保有農地の早期売渡しの促進を図り、農地保有合理化事業の適正な運営を行うよう指導した。</p>
<p>「意見」 1. ○○市の老人ホームの給食費（補助</p>	<p>「意見」 1. 平成×年度より○○養護老人ホーム</p>

<p>金) 算定の基礎となる調理員の給与は、平成×年度から職務職能給を採用し、社会福祉事業団独自の給与体系を確立したものの、従前から雇用されている職員については経過措置の適用により、実質的に府職員と同じ給与ベースとなるため、相当期間コスト高となることは避けられない。したがって、入居者の処遇が低下しないように留意しながら、外部委託化を積極的に進めるべきであり、その際に想定される調理員の雇用問題に対する方策を検討していく必要がある。</p>	<p>の給食業務委託を開始した。業務委託に際し、平成×年度に給食業務あり方検討委員会を設置し、他法人の委託現況の調査、比較検討を行った結果、コストの軽減が図れるほか、利用者サービスの低下が生じることはないとの判断により給食業務委託の拡大を図る方向性を確認した。</p>
<p>2. 小規模事業経営支援事業費補助金について、今後の方向として、小規模事業者の少ない商工会については合併を推進し、補助対象職員の削減を図ることを検討すべきであり、また、商工会の広域的なグループ化を図り、この補助金の交付要綱等を改訂することにより、グループ単位の補助対象職員の配置を検討することも必要なものと考えられる。</p>	<p>2. 商工会合併については、現在の多数の商工会を、より大きなくくりの広域連携・合併商工会とするマスタープラン検討委員会報告書がまとめられた。今後は、この広域連携が平成×年度からスタートできるよう、広域連携協議会設立等を支援していくこととした。また、補助対象職員の配置については、合併を推進する趣旨で、補助対象職員設置基準の見直しを行い、「小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」を平成×年×月×日に改正施行した。</p>

(6) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切に行われているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 検査・確認手続は、それがどのようになされたか記録上明らかとならないと検査の正当性を事後的に検証することが難しい。証票までの添付は不要としても、少なくとも検査担当者がどのような検査をしたのか分かるよう、例えば、手続のチェックリスト等を添付</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 委託・補助を含む検査調書については、「検査調書の作成に係る留意事項について」(平成×年×月×日総務部財政課長通知)に基づき、検査調書の下欄に検査担当者が実施した検査の内容を記載すること、又は、検査調書にチェックリストの添付等を行うこととし</p>

<p>して残すよう検討すべきである。このようにして、補助・委託先の市町村や各団体への検査及び指導監督を徹底することが望まれる。</p>	<p>た。 また、検査担当者が実施した検査内容に対する確認を、原則、所属長が行うこととした。</p>
<p>2. 海外観光客誘致事業の報告書を入手し、内容を検証したところ、説明会、会議への出席、商談会に出席して情報交換を行う、海外旅行会社幹部の視察への同行などであった。成果としての海外観光客は目立って増えているわけではなく、〇〇県観光連盟の人員だけでは、事業の拡大や成果を出すことに限界があると思われる。事業が中途半端であり、廃止するか、他の事業との統合により効果が期待できる事業内容へ変更するよう検討する必要がある。</p>	<p>2. 効果が期待できる事業内容を検討するよう指導したところ、平成×年には〇〇県に海外観光客の増加が見込まれるイベントが連続して行われるため、地域政策室、〇〇フェスタ推進室等で組織する〇〇県イベント連携推進会議に観光連盟が加わり、協働してできる事業について連携して行うこととした。</p>
<p>「意見」 1. 補助金給付先の今後の状況をフォローし、補助目的に合った結果ないしは事象が生じているか否かを継続的に確認していくことが必要であり、このような今後の状況の継続的確認があつて初めて制度の維持、拡大、縮小、廃止など将来の運用の判断が可能となるものである。現在、効果測定の明確な指標がなく、整備する必要がある。</p>	<p>「意見」 1. 補助効果が定量的に把握できる補助金については、原則として、補助効果指標を設定し、補助金支出の効果をよりの確に把握することにより、補助金制度の維持・縮小等の判断に反映させることとした。</p>
<p>2. 〇〇県シルバー人材センター連合会補助金について、事業推進総合計画を閲覧したところ、シルバー人材センターについて、「知らなかった」という人の割合は極めて少なく、大多数の人がシルバー人材センターのことを認知している結果が報告されている。しかし、平成×年度は、普及啓発事業費に補助額の半分近い多額の支出を行っていた。支出内容は、新聞、ラジオ等のメ</p>	<p>2. 平成×年×月に、補助対象事業の内容を見直すよう指導を行い、シルバー人材センター自体の周知から、会員、就業機会の獲得につながる広報へ転換するようにした。</p>



<p>ディアを活用しての広報活動、郵便貯金通帳カバーへの広告掲載等であった。事業の必要性と効果を再度検討すべきである。</p>	
---	--

12. 委託取引

(1) 契約の方式及び相手方の選定方法は適正か。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 危険物取扱者従事状況調査業務の委託金額決定に際しては、連合会から見積書を入手しているが、この見積書は金額が一行で書かれているのみであり、その根拠となる内訳明細がない。県が積算を行い予定価格を設定する場合、相手先からの見積提示金額に査定的見地から検討を加えることは、随意契約の下では必要な手続と認められるが、現状では実績から乖離したものとなっているといわざるを得ない。随意契約の場合は、相手先に対して委託業務の仕様を提示した上で、相手先自身による見積内訳を入手した上で委託金額決定についての検討を加えるべきである。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 見積り合わせは、現行制度上、委託金額の総額について行うこととされており、費目ごとの見積額を提出させ、その金額の査定を行うことは想定されていない。委託額と実績額に乖離がある場合には、それをできるだけ縮小していくため、実績確認を精緻化し業務の実態を把握した上で、業務内容・実績額等を翌年度の委託費積算に反映させる方向で検討することとした。</p>
<p>2. 対象となる業務は、各土木事務所の職員が〇〇センターの支部職員（本件業務に携わる職員）に直接指示し事務所の事務補助に従事させているのが実態であり、特に〇〇センターでなければ行い得ない特殊技能を提供するようなものではなく、特命随意契約にしなければならない理由はない。したがって、競争入札により委託先を選定すべきものである。また、本契約は業務上必要であることから契約された契約ではなく、契約の抜本的な見直しが必要である。</p>	<p>2. 委託業務の内容、契約方法及び必要性等の検討を踏まえ、当該業務委託は平成×年度限りとした。</p>

<p>3. 宿舎小修繕工事は小口工事の集合であり、財団法人〇〇センターとの委託取引について個々の工事ごとに再委託先の県の承諾を文書で入手することは煩雑であることは十分理解できるとしても、契約書記載のとおり、〇〇センターに対して文書による県の承認手続を求める必要がある。</p>	<p>3. 委託する業務の内容に即した契約内容に改め、〇〇センターからは施行業者名を届出させることとした。</p>
<p>4. 再委託先の承認手続について〇〇センターは県からの文書による再委託の承諾を得ていない。口頭で承諾を得ていたとしてもそれを客観的な文書で証する必要がある、必ず書面にて県の承諾を得ておく必要がある。</p>	<p>4. 平成×年度からセンターからの協議を受け、書面による承諾を行うこととした。なお、手法としては、再委託先のほとんどが小修繕で、件数も3,000件を超えることから、包括的な承諾形式とした。</p>
<p>5. 設計額×千万円以上の再委託業務 10件のうち、入札参加業者がいわゆる孫請け業者となっている業務が2件あった。入札を意味あるものとするためには、入札参加業者がいわゆる孫請け業者にならないことをあらかじめ入札参加の条件とする等、対策が必要である。</p>	<p>5. 指摘の内容については、平成×年度における当該業務の受託者に対し、入札参加業者への再委託は禁止する旨の通知を行った。併せて、競争入札参加心得については、県における物品調達等指名競争入札参加心得に準じてきたところであるが、なお、その徹底を期すため、建設工事競争入札参加心得に準拠した再委託規制条項を新たに設け、競争入札制度の実効性を確保していくこととした。</p>

(2) 委託理由に合理性があるか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」 1. 自販機設置手数料の収受について〇〇協会において多額の収益が生じている。〇〇協会での税金の外部流失を避け、県の財政収入に取り込む方策を検討すべきである。</p>	<p>「結果」 1. 警察本部が直接管理する免許センターにおいては、現行規定内で取組み可能な方法として、本年4月から使用料を有償化した。</p>
<p>2. 県営住宅管理委託業務について、給水施設点検工事等一部の工事について特命随意契約により再委託を行っている</p>	<p>2. 指摘のあった給水施設保守点検業務を施行するに当たって、センターでは「建設工事に係る随意契約事務処理要領」に</p>

<p>ものがある。これは、夜間の業務となる等の諸要因を配慮した結果であるが、基本的には入札によるか、少なくとも複数の施工業者から見積書を徴求し、できるだけ有利な価格で契約を結ぶようにすべきである。県は、〇〇センターに対して再委託に関する契約方式の徹底を指導する必要がある。</p>	<p>照らして、応急措置等に機敏に対処することができるかと判断し、例外的に特命随意契約を締結したものであるが、今後は同要領の解釈について、的確に運用するようセンターを指導する。なお、昇降機保守管理業務、警報等機器監視警備及び時間外緊急事故処理業務以外のほとんどの契約は、県財務規則に準じた「契約事務取扱規程」により競争入札又は複数の者から見積書を徴した随意契約により執行している。</p>
<p>3. 観光キャンペーンの業務委託の内容は訪問先との食事に係る費用及び同行するミス〇〇に係る費用であり、このような支払業務は、委託になじまないものである。したがって、当該業務については、今後は実行委員会に対する負担金等の形で対応すべきである。</p>	<p>3. 平成×年度当初予算については、負担金より措置した。</p>

(3) 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b> 1. コンテナターミナル及び野積場管理業務の具体的な委託金額の算定について、県は過去の「積算根拠」の金額等を参考にして県自ら委託費の算出を行っているが、特に人件費の算定内容について実態とは異なっており、積算方法について検討が必要である。</p>	<p><b>「結果」</b> 1. 人件費については、業務量、作業内容を基礎にした積算方法に改めた（なお、再委託業務に関しては、平成×年度より貿易促進センターへの委託業務から除外し、県が直接発注する形態に変更した。）。</p>

(4) 委託料の算定方法は適正か。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b> 1. 宿舍小修繕について、〇〇センターに支払われる管理費については、その計算基礎である管理比率について明確な根</p>	<p><b>「結果」</b> 1. 管理費については、実際に要する費用相当額から管理費率を求めるように改めた。〇〇センターに対しては当該業務</p>

<p>拠がなく検討の必要がある。この契約が特命随意契約であることを考えるならば、根拠の薄い比率によることなく実際に要した費用相当（実費相当）をもって管理費を積算すべきである。宿舍小修繕については、年間の工事件数が 200 件程度であることもあり、〇〇センターでも専任者を置いておらず（担当者はいるが、他業務との兼務）、この委託業務についての原価の把握は行っていない。県は〇〇センターに対し管理費も含めたこの業務の原価の把握を求めるとともにこれを報告させる必要がある。そして、当該原価を基に委託金額を設定すべきである。</p>	<p>に係る原価の把握を求めていく。</p>
<p>2. 県の物産と観光展は、県が主体の業務であり、〇〇協会及び〇〇連盟は形式的な主催者となっている。したがって、費用も原則的には県が負担している。物産展は、県内の希望業者が出店して開催されるが、参加業者は出店に際しては費用負担があり、〇〇協会に対して支払われる。物産展は県が実質的に主催し、費用を負担して開催しているものであるから、参加業者からの収入は本来県に帰属すべきものであろう。〇〇協会は、物産展の運営費用を県から受領しておきながら、参加業者からも手数料その他を徴収しなければならない理由は見当たらない。今後県が〇〇協会に業務委託する際の委託金額は、物産展開催に係る費用の積算額から、参加業者よりの収入（見込）額を差し引いた、〇〇協会の実質負担額とするよう変更するなどして、参加業者からの収入が県に帰属するよう改めるべきである。</p>	<p>2. これまで県からの委託事業として開催していた物産展について、県、〇〇協会及び〇〇連盟による実行委員会主催での開催に変更し、県は開催経費のうち、会場費、行事費等に相当する経費を負担することとした。</p>

(5) 委託契約は適法であり、支払は正確か。

監査結果等	措置状況
<p><b>「結果」</b></p> <p>1. ○○財団への委託業務の一つに、会館及びその付属設備の維持保全がある。委託契約書にも「県民会館財産明細書」が添付されており、財団が維持保全すべき資産が明示されているが、それらの実在性が、定期的な実地棚卸しの実施等により確認されているかについて、県による確認作業が実施されていなかった。県民会館の性格上、不特定多数の利用者があることをかんがみれば、定期的な現品確認を実施する必要がある、その結果を県に対して報告させるべきである。</p>	<p><b>「結果」</b></p> <p>1. 当財団の「重要物品」及び「供用物品」等の確認については、新規購入を行う場合は、当財団から書面にて協議を受け、内容等を確認してから購入承認の回答文書を送付、その上で財団で備品等を購入し、財団から購入結果報告を受けてから県において備品登録をし、毎年度末に照合確認を行っている。また、廃棄処分も同様の手続を行っている。新規購入、廃棄処分については、今後ともその都度確認、実施し、使用を継続している備品については、財団において四半期ごとに棚卸し等の実施により備品の確認を行い、その結果を県に報告させるものとしている。</p>
<p>2. 海外観光ミッション派遣事業の業務委託先の決定に当たっては、契約の相手方は○○連盟のみに限定されるとして、随意契約及び一者からの見積書徴収となっている。しかし、実際には、○○連盟では受託業務のほとんどを民間の旅行代理店に再委託しており、○○連盟自身での業務は提供資料の発送など極めて限定的なものとなっている。このような実態から見れば、業務の委託先としては○○連盟のみに限定されるとする県の主張は認め難く、むしろ、民間の旅行代理店等の方が実施能力があるものと認められる。外部への業務委託の趣旨及び委託先の業務遂行能力から考えれば、委託先を○○連盟に限定する理由はなくなるため、当該業務委託については、委</p>	<p>2. 今後、海外観光ミッションを派遣する場合には、ホテル、通訳、バス等の手配については、直接、民間の旅行代理店等へ手配することとした。</p>

<p>託先選定の原則に従って競争入札への転換を検討すべきである。</p>	
<p>3. 財団法人〇〇会館との委託取引について、委託事業に係る直近3年間の収支差額がゼロとなっている。このことは委託契約書に精算条項がないことから、1年間にわたる事業の実施の結果、事業費が当初の見積額に1円の狂いもなく一致したということであり、常識的には極めて異例かつ不自然の状態であるといわざるを得ない。特命随意契約による県の委託事業に係る事業収支については、受託者側に結果説明の責任があることから、実態に合致した事業費の把握が必要であり、県担当課において十分なる指導が望まれる。</p>	<p>3. 指摘された件については、従来委託契約書の条項に精算条項が盛り込まれていなかったが、平成×年度より委託契約書に精算条項の規定を加え、より適正な委託業務の実態把握と会計処理を行うこととした。</p>

(6) 委託料は業務の内容に対し適正な水準か。委託先では業務コストの削減努力が行われているか。

<p>監査結果等</p>	<p>措置状況</p>
<p>「結果」</p> <p>1. 年間委託総額契約方式による業務委託について、委託収支がゼロとなって開示されている。県警担当課は、〇〇協会に対しては業務遂行の正しい実態の開示を求め、効率的事業遂行を念頭に置いて委託料積算に当たる必要がある。</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 委託収支がゼロ（委託業務完了後の積算が±0）との指摘については、運転免許証更新時講習業務では〇〇協会側で教材購入費等で事業費の調整が図られていたものであり、他の業務についても提出された業務完了報告に基づき精算したことによるもので、指摘後は業務実績を精査し適切な精算に努めている。また、委託料の積算については、これまで人件費や諸物価の変動を勘案しつつ積算していたが、指摘後は、委託業務の収支等の実績確認を精緻化し、確認した業務内容・実績額等を委託費積算に反映させている。</p>
<p>2. 車両移動保管事業について、違反者か</p>	<p>2. 指定車両移動保管機関の運営態勢の適</p>

<p>らの滞納が存在することによって事業収支がマイナスとなっている。本人へ接触して入金を促すこと、警察署長に対して徴収の申請を行うこと等により強力な回収行動を起こす必要がある。</p>	<p>正化を図るため、本人への接触を図り入金を促すなどの積極的な自主回収活動を指導したほか、道路交通法第 51 条の 3（指定車両移動保管機関）第 8 項の運用を図ることとした。</p>
<p>3. 県は、〇〇センターに対し再委託料の低減に努めるよう指導する必要がある、原則どおり競争入札により再委託先を選定せしめるか、随意契約を行う場合には少なくとも県が自ら契約を行う場合と同等の基準をもってこれを行う等指導する必要がある。</p>	<p>4. 再委託業務については、平成×年度より〇〇センターへの委託業務から除外し、県が直接発注する形態に変更した。</p>
<p>4. 県が〇〇協会に業務委託する際の委託金額は、県での積算に基づいて決定されるが、現状の積算方法はおおむね前年度の積算額をベースに、当年度の予算額を加味して決定するのみである。すなわち、前年度の運営費用の実績額を把握し、その内容を分析するなどして必要額を積算するような行動は取られていない。ある物産展について、県の積算額と〇〇協会の申告による実績額を比較してみると、乖離が生じており、この乖離はすべての物産展についてもいえることである。今後、県では物産展開催に当たっての〇〇協会の収入と費用の実績額を把握し、実態に合った委託費を算定するよう改めるべきである。</p>	<p>5. 開催に係る収入と費用の実績を把握・精査した上で県としての負担金額を確定し、支出することとした。</p>

(7) 当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」</p> <p>1. 県の負担を減少させるためには、支出を抑制するか、収入を増加させるかのいずれかしかないが、支出の抑制についてはこれまでも実施されてきたところで</p>	<p>「結果」</p> <p>1. 会議室の利用状況をホームページなどで広報するとともに文化関係団体や企業に会議室の利用について働きかけていく。また、大ホールについては、高い</p>

<p>あり、おのずから限界があると思われる。したがって、今後は、収入の増加という面での知恵をしぼる必要があるだろう。利用率向上とそれによる固定費の回収という点からは、ホールについていえば、柔軟な料金設定を検討することが考えられる。会議室についても、月例使用する団体などに対する年間割引契約制度の導入、使用頻度の高い団体への優遇措置の適用を検討することが考えられるであろう。</p>	<p>利用率となっている。</p>
<p>2. 貿易関係啓発事業業務の必要性及び有用性を肯定するとしても、現在の利用者数からするとその効果は極めて限られたものといわざるを得ず、委託費投入の意義は十分に発揮されていない。県及び〇〇センターは利用者増に向けた企画の立案、学校教育への利用等、より一層の努力が必要である。多くの税金を費消する事業の結果を事実として正しく認識し、当該委託事業の意義を見直していく必要があると思われる。</p>	<p>2. 貿易展示室の一日平均の入場者については、年々増加してきているが、より一層の利用者増を図るため、ジェットロ支援センターの相談・情報コーナーの設置や、教育コーナーの充実など、機能強化を図っていくこととした。</p>
<p>3. 県はライフル射撃場の運営のために平成×年度では、×百万円支出しているが使用料としてその1割程度しか回収していない。ライフル射撃競技が特殊な競技スポーツであることから県の負担が最小になるように使用料を見直し、受益者負担に基づく運営を検討すべきである。</p>	<p>3. 射撃場使用料については、平成×年度に見直しを行ったものであるが、結果として、現行料金据置きとなったものである。次回の見直し時において、他県同様施設との料金比較、管理経費の伸び率等を勘案しながら精査することとした。</p>

(8) 委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。

監査結果等	措置状況
<p>「結果」 1. 県営住宅管理委託業務について、〇〇センターが行う維持修繕工事のうち、小</p>	<p>「結果」 1. 小口修繕工事については、平成×年度から居住者からの工事が終了したこと</p>



<p>口修繕工事について、〇〇センター担当者による工事終了確認（検収）が行われていない（検収記録が残されていない）。県民の税金を原資とする資金の支払が行われる以上実際に工事が行われたことにつき何らかの方法により確認を行うべきであり、県は〇〇センターに対して改善を行うよう指導する必要がある。</p>	<p>についての確認の署名を、業者が提出する請求書等に求める手法を導入し、署名があることを検収に代え、工事代金を支払うこととした。</p>
<p>2. コンテナターミナル及び野積場管理業務について、平成×年度の契約において実施が織り込まれていた作業のうち、「メンテナンスクレーン点検整備業務」、「燻蒸庫廃液処理業務」は実施されていない。これに対し委託料はそのまま支払われており、結果として委託料の過大支払となっている。業務を行わなかった以上、県は上記委託料を〇〇センターに返還させるなどの是正措置を講じるべきである。</p>	<p>2. 今後、返還方法・時期等を整理し、委託料の返還手続を具体的に進める。</p>
<p>3. 県は〇〇センターからの業務完了報告書を受け完了検査を行っており、検査の結果委託業務が適正に実施されたことが確認されている。しかし、未実施項目の存在もあり検査の形骸化がなかったか疑問である。十分な検査を行うことが必要である。</p>	<p>3. 業務記録を定期的に確認するなど、今後、業務実施状況を正確に把握するための方法を検討していくこととした。</p>

以 上